

第3回 向日市地域福祉計画策定・推進委員会次第

日時：令和2年12月17日（木）

午前10時～

場所：向日市福祉会館 大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）向日市地域福祉計画・素案について

（2）第2期向日市地域福祉計画（後期計画）（案）について

（3）第1期向日市自殺対策計画（案）について

（4）その他

3 閉 会

策定スケジュール

時期	実施内容
8月6日	第1回策定委員会開催
8月～9月	関係機関ヒアリングの実施
9月～10月	計画骨子案の作成
10月27日	第2回策定委員会開催
11月～12月	計画素案の作成
12月17日	第3回策定委員会開催
1月22日	パブリックコメントの実施（期間：2月22日まで）
2月	パブリックコメントの取りまとめ 計画書最終調整
3月中旬	第4回策定委員会開催
3月末	計画の策定

向日市地域福祉計画

〔 第2期 向日市地域福祉計画（後期計画）
第1期 向日市自殺対策計画 〕

素案：2020.12.11 現在

令和2年12月

向日市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 基本理念	2
3 本計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制.....	5
6 計画の進行管理.....	5
第2章 本市の現状と課題.....	6
1 総人口・世帯の推移.....	6
2 人口動態	7
3 世帯の状況	9
4 地区別の人口・世帯の状況.....	11
5 地域福祉に関する活動の状況.....	13
6 対象者別にみた地域福祉の状況.....	17
7 自殺の状況	27
8 市民アンケート調査結果.....	32
9 地域福祉をとりまく現状と課題.....	39
第3章 第2期向日市地域福祉計画（後期計画）	46
1 基本目標	46
2 施策の体系	48
3 施策の展開	49
基本目標1 地域での支え合いの推進.....	49
基本目標2 地域福祉活動を推進する仕組みの強化	52
基本目標3 一人ひとりに合った適切なサービス利用の促進	55
基本目標4 地域ぐるみの安心・安全対策の推進	57
第4章 第1期向日市自殺対策計画.....	59
1 基本目標	59
2 施策の体系	61
3 施策の展開	62
基本目標1 地域におけるネットワークの強化	62
基本目標2 自殺対策を支える人材の育成.....	66
基本目標3 市民への啓発と周知.....	67
基本目標4 生きることの促進要因への支援	68
資料編	70

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化や核家族化が進む中、高齢者や障がい者、子育て家庭の地域での孤立や、高齢者・障がい者・子どもの虐待、貧困問題といった対応が困難な問題も生じています。

また、人口減少に加えて、自治会の加入率の低下や構成員の高齢化によって、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退が生じているほか、高齢化が進むことにより、「8050 問題」や「ダブルケア」といった課題も顕在化するなど、様々な分野にまたがる複合化、複雑化した課題を抱える人が増加しています。

本市においては、平成 18 年に地域で支え合う仕組みづくりに取り組むため、「第 1 期向日市地域福祉計画」を策定し、その後も社会情勢や本市の状況や課題を踏まえ、5 年毎に計画を見直してまいりました。この度、平成 28 年に策定した「第 2 期向日市地域福祉計画（前期計画）」の計画期間が、令和 3 年 3 月で計画期間の満了を迎えることから、新たに「第 2 期向日市地域福祉計画（後期計画）」を策定するとともに、現在、社会問題化している自殺問題についても、「自殺は個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題」という意識のもと、地域福祉計画の中で一体的に策定します。

自殺問題については、国において自殺者数が平成 10 年以降、年間 3 万人を超える事態が続いていたため、平成 18 年に自殺対策基本法が施行されました。その後、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」が策定され、それまで、「個人の問題」と認識されていた自殺が、「社会全体で取り組む問題」とされ、国を挙げての自殺対策が推進されるようになりました。

自殺は、様々な悩みが複雑化・複合化することで、自殺以外の選択肢が考えられなくなるほど、危機的な状態に追い込まれてしまうもので、これは誰にでも起こり得るものです。こうした問題を、個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連施策と有機的な連携を図り、取り組んでいくことが必要となります。

本市においても、自殺対策を地域福祉の一部として捉え、こうした包括した連携を図りながら、本市の状況や社会情勢に即した自殺対策計画を策定するものです。

2 基本理念

本市では、令和2年3月に策定をした「第2次ふるさと向日市創生計画」において、目指すべき施策のひとつの柱として、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を掲げ、子育て支援、教育環境整備、健康づくりや福祉・医療の充実に取り組むとともに、防災・防犯などへの対応を進め、誰もが安心・安全・健康に暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

地域福祉計画においても、第2期の前期計画で「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念とし、目指すべき将来像を「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」と定め、その実現に向けて取り組みを進めています。

今回の地域福祉計画の策定では、地域福祉計画（後期計画）と自殺対策計画の両計画を一体的な計画として取り組んでいくことから、基本理念や目指すべき将来像を共通のものとするとともに、前期計画における考え方（基本理念・基本目標）を引き継ぎ、その中で本市の現状を踏まえた取り組みを検証することで、両計画の共通する将来像である「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」の実現を目指します。

基本理念

人と暮らしに明るくやさしいまちづくり



将来像

お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、
いきいきと暮らせるやさしいまち



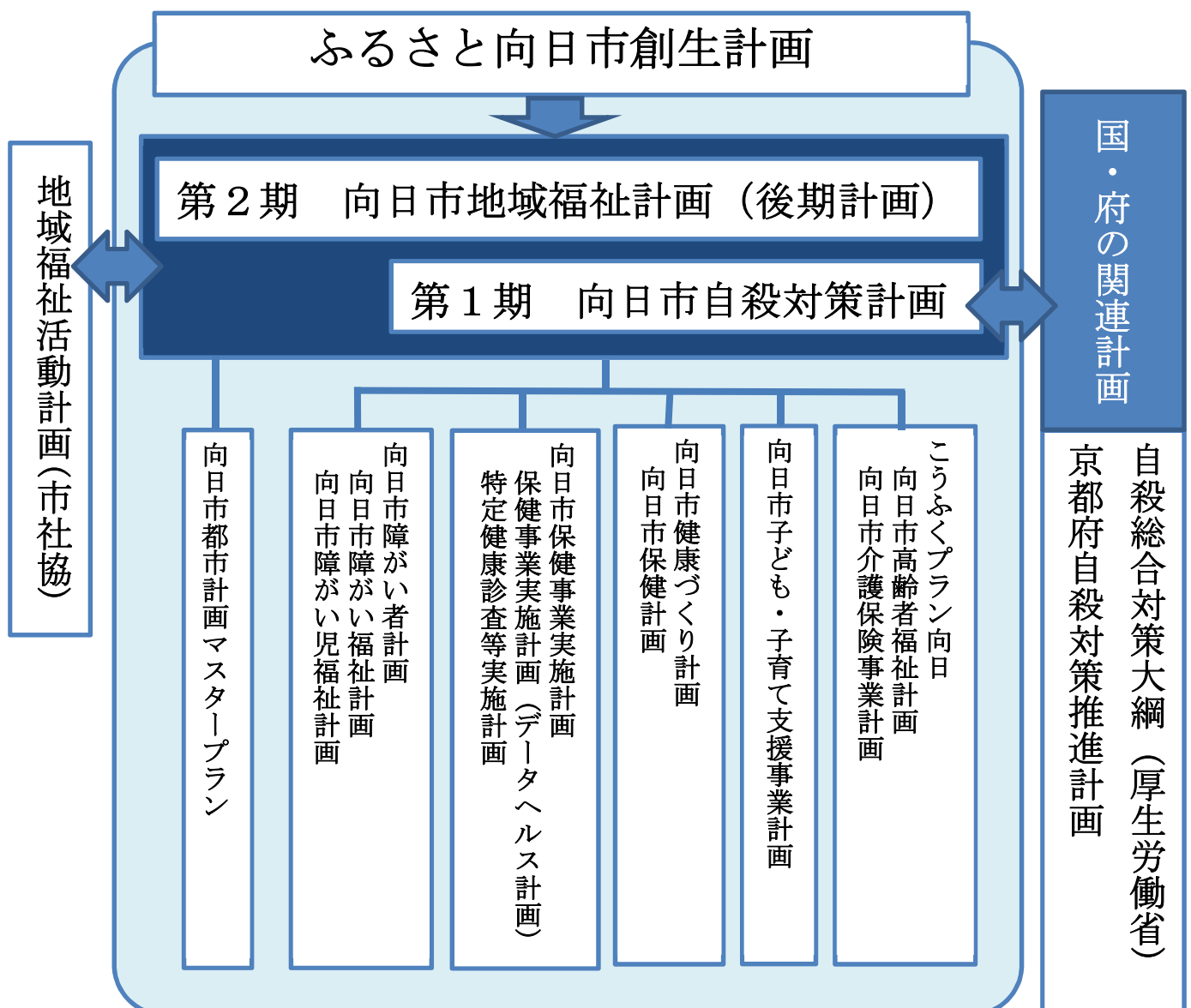
3 本計画の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」(第107条)に基づく市町村地域福祉計画と、「自殺対策基本法」(第13条)に基づく市町村自殺対策計画を一体的に策定するものです。

「ふるさと向日市創生計画」のもと、各福祉分野に関わる計画及びその他の計画等と整合性を図り、総合的な福祉の推進を図るための計画です。

また、向日市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互連携を図っていくものです。

■計画の位置づけ・他計画との関係



4 計画の期間

本計画の期間は、「第2期向日市地域福祉計画（後期計画）」及び「第1期向日市自殺対策計画」ともに、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や法令・制度の改正が生じた場合は適時見直しを行います。

■計画の期間

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉計画	第 2 期計画（前期計画）					第 2 期計画（後期計画）					
自殺対策計画						第 1 期計画					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第 7 次・ 第 6 期計画		第 8 次・ 第 7 期計画			第 9 次・ 第 8 期計画					
障がい者計画	第 2 次 計画	第 3 次計画									
障がい福祉計画	第 4 期計画		第 5 期計画			第 6 期計画					
障がい児福祉計画			第 1 期計画			第 2 期計画					
子ども・子育て 支援事業計画	第 1 期計画					第 2 期計画					
健康づくり計画	第 1 次計画										
保健事業実施計画 （データヘルス計画）	第 1 期計画		第 2 期計画								
特定健康診査等 実施計画	第 2 期計画		第 3 期計画								

5 計画の策定体制

(1) 向日市地域福祉計画策定・推進委員会

学識経験者、関係機関の代表、公募市民などからなる「向日市地域福祉計画策定・推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点など幅広い分野からの意見交換を行いながら、計画案について審議を行い、計画を策定しました。

(2) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施

①調査目的

第2期向日市地域福祉計画（後期計画）及び第1期向日市自殺対策計画に係る基礎資料として、住民の福祉に対する関心や地域福祉活動への参加状況、地域課題を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

②調査対象者及び調査方法等

調査名称	向日市 地域福祉に関するアンケート
調査地域	向日市全域
対象者	18歳以上の市民
対象抽出方法	無作為抽出
抽出数	2,000件
実施期間	令和元年11月22日から12月13日まで
調査方法	郵送により配布・回収

③調査票の回収状況

調査票の有効回収数は758件、有効回収率37.9%の結果を得ました。

(3) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメント制度とは、市民の皆さまの声を市政に生かすため、市の重要な政策などを決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して市民の皆さまから意見をいただき、その意見などを十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行う制度です。

これは、多くの方から意見を伺うことで、本市が意思決定を行うにあたって、公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図るという特徴があります。

【パブリック・コメントを実施しての意見件数を記載】

6 計画の進行管理

「向日市地域福祉計画策定・推進委員会」において、適宜、必要な協議・検討を行い、計画の進行管理を行います。

また、PDCAサイクルの一環として、取組の進捗状況等を毎年度確認するとともに、新たな課題の整理を行い、計画内容の検討と見直しを図ります。

第2章 本市の現状と課題

1 総人口・世帯の推移

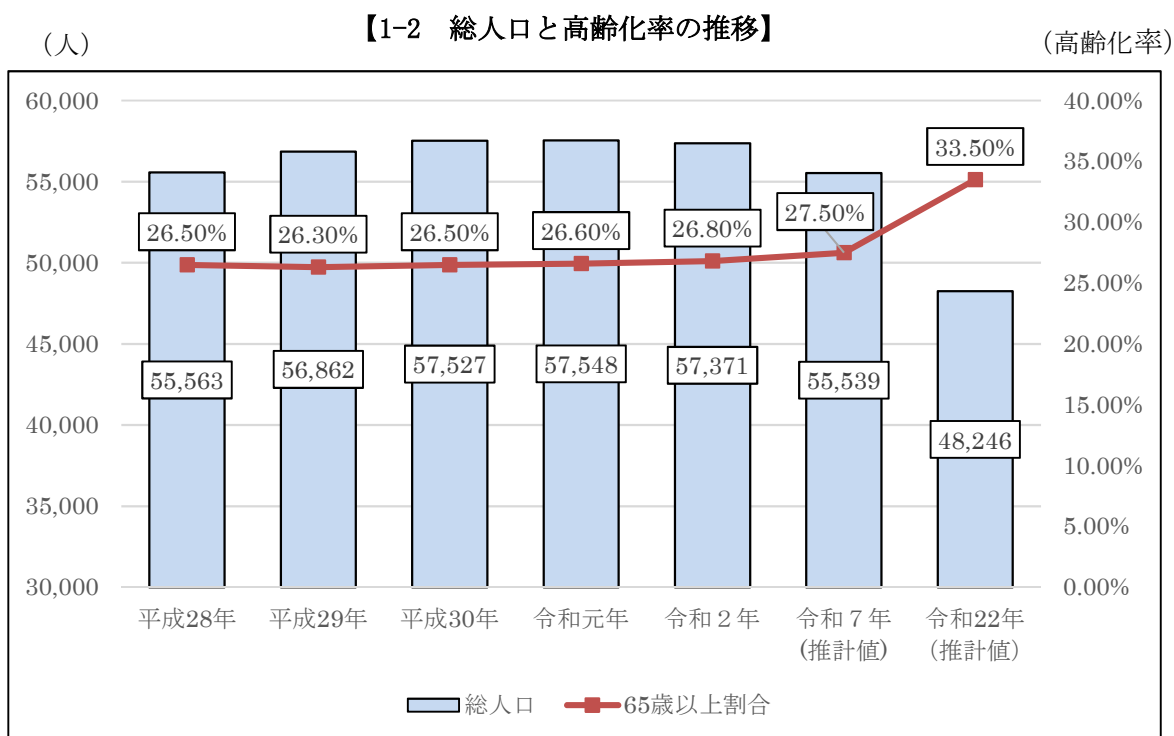
本市の総人口は、令和元年まで増加傾向にありましたが、令和2年に前年から177人の減少に転じています。しかしながら、65歳以上の人口は、令和2年においても前年から増加しており、高齢化率も上昇しています。今後においても、団塊の世代が75歳以上となる令和7年にかけて、総人口が減少することが見込まれており、それ以降も、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、総人口が4万8千人程度まで減少し、高齢化率は33.5%に上昇することが見込まれています。

【1-1 総人口と高齢者の現状及び推計】

	実績値					推計値	
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和7年	令和22年
総人口	55,563	56,862	57,527	57,548	57,371	55,539	48,246
高齢化率(%)	26.5%	26.3%	26.5%	26.6%	26.8%	27.5%	33.5%
65歳以上	14,738	14,977	15,259	15,331	15,393	15,261	16,157
15～64歳	33,138	33,977	34,270	34,175	34,029	33,125	26,700
15歳未満	7,687	7,908	7,998	8,042	7,949	7,153	5,389

※単位：人

※資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）と第2次ふるさと向日市創生計画の人口推計

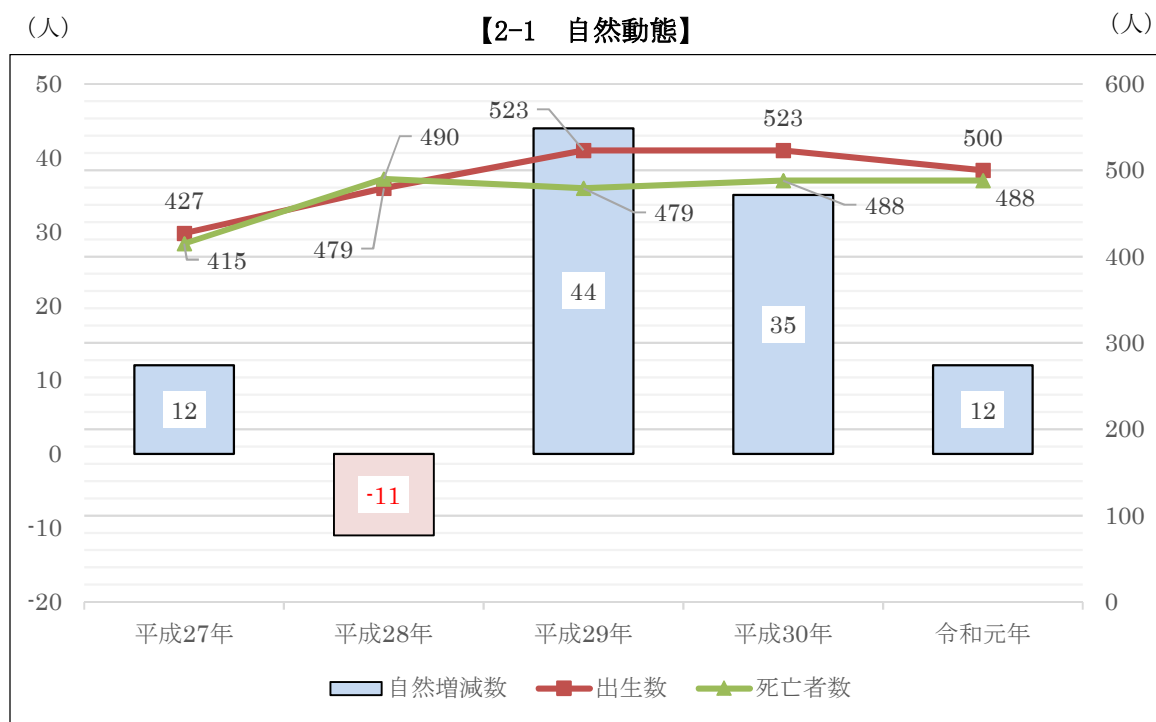


※資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）と第2次ふるさと向日市創生計画の人口推計

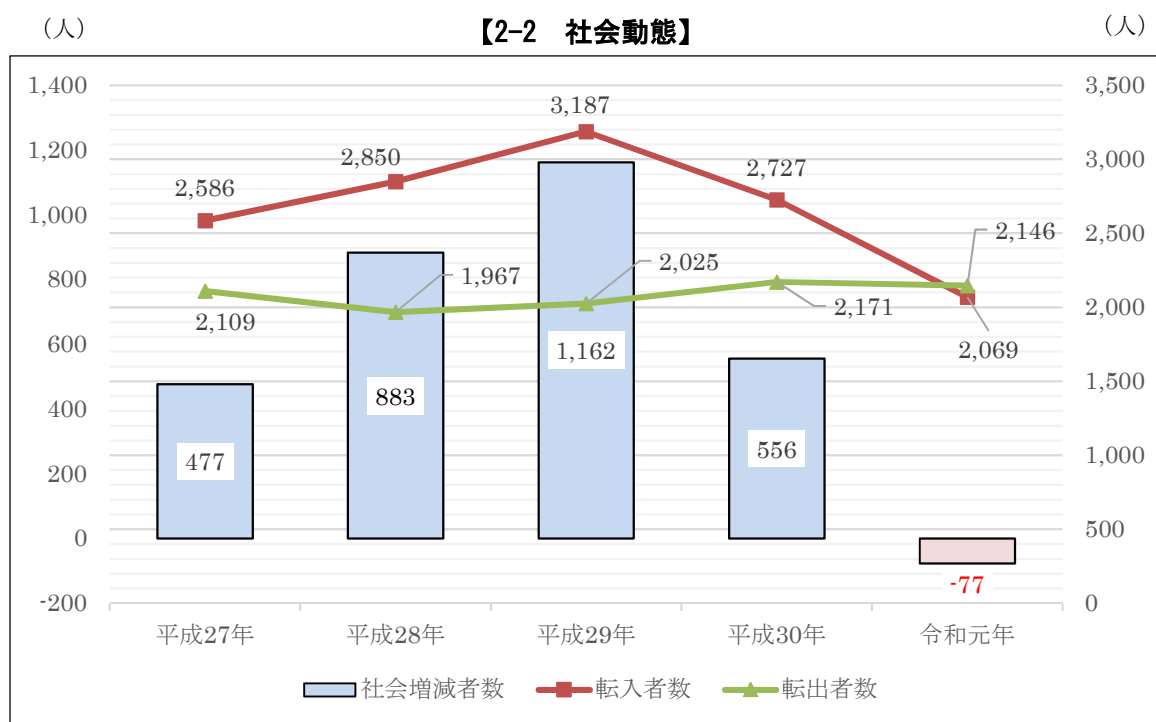
2 人口動態

自然動態では、出生数が平成 27 年から平成 29 年にかけて年々増加していましたが、令和元年は、前年から 23 人の減少に転じています。

一方、社会動態は、平成 30 年まで転入者が転出者を上回り社会増となっていました、平成 29 年以降、転入者が減少傾向となり、令和元年に転出超過による社会減となっています。

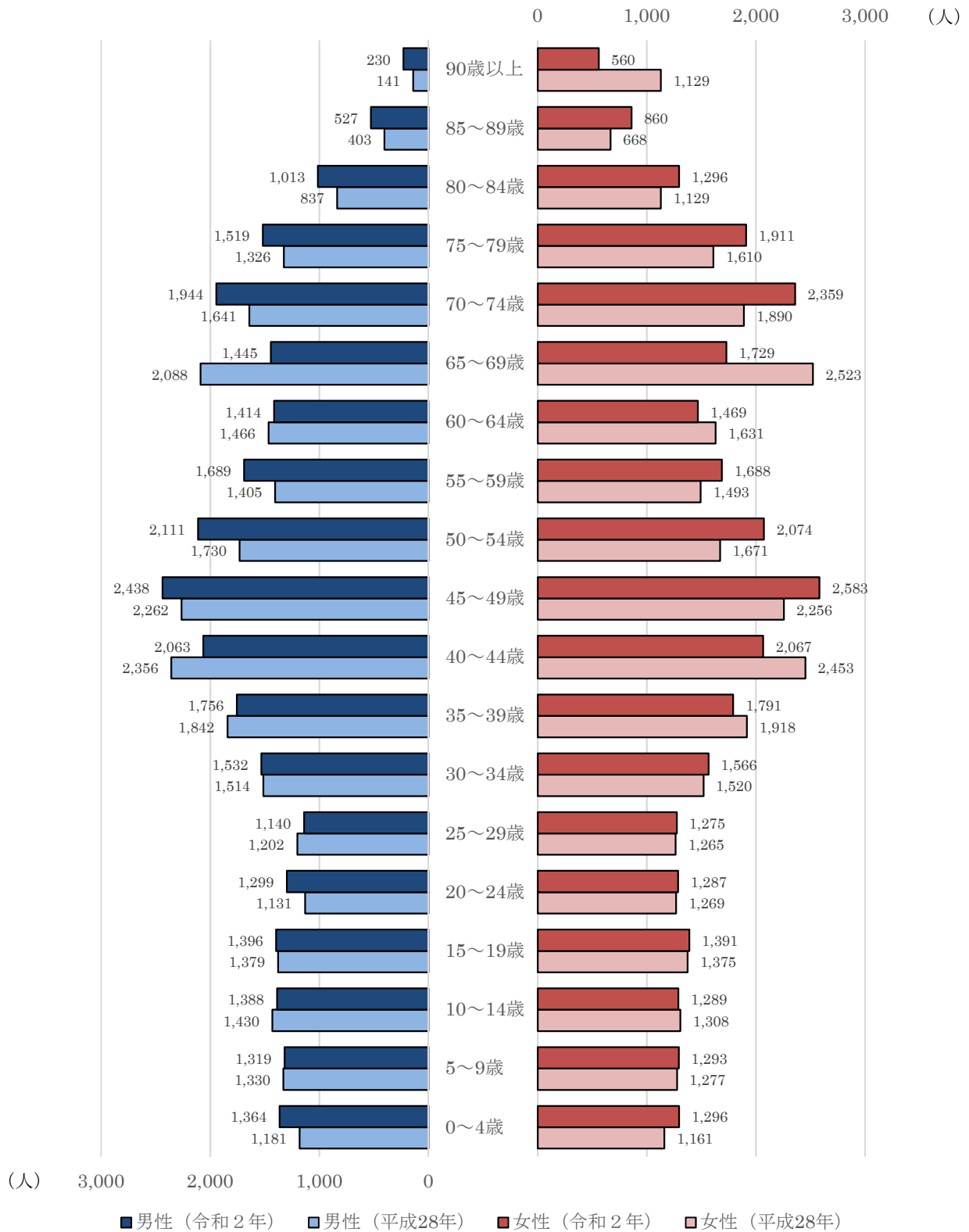


資料：市民課（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）



資料：市民課（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

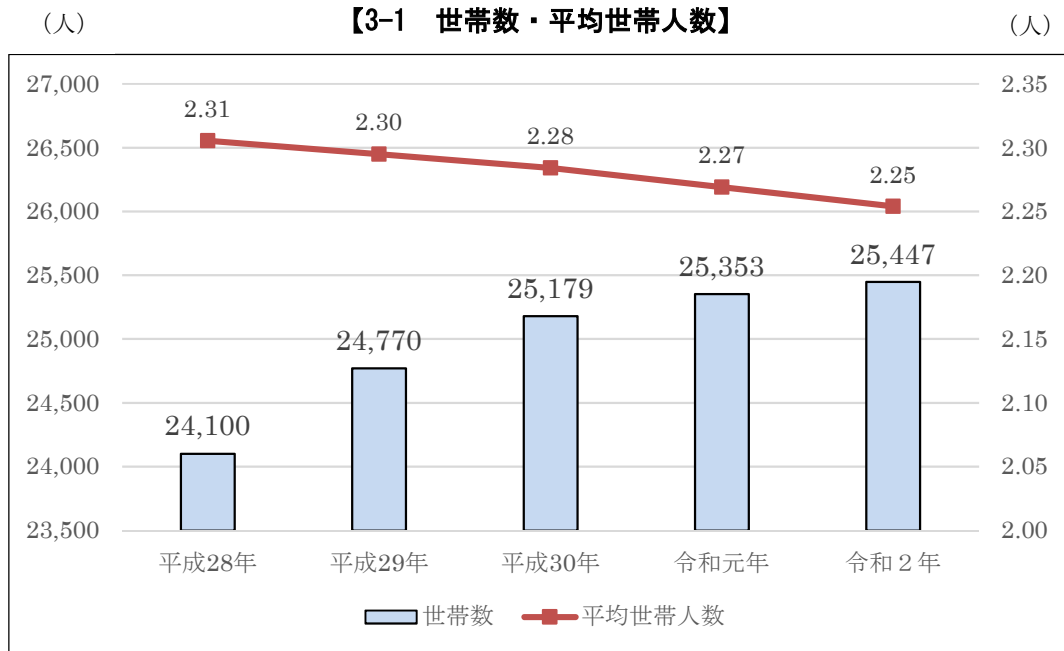
【2-3 人口ピラミッド（令和2年と平成28年）】



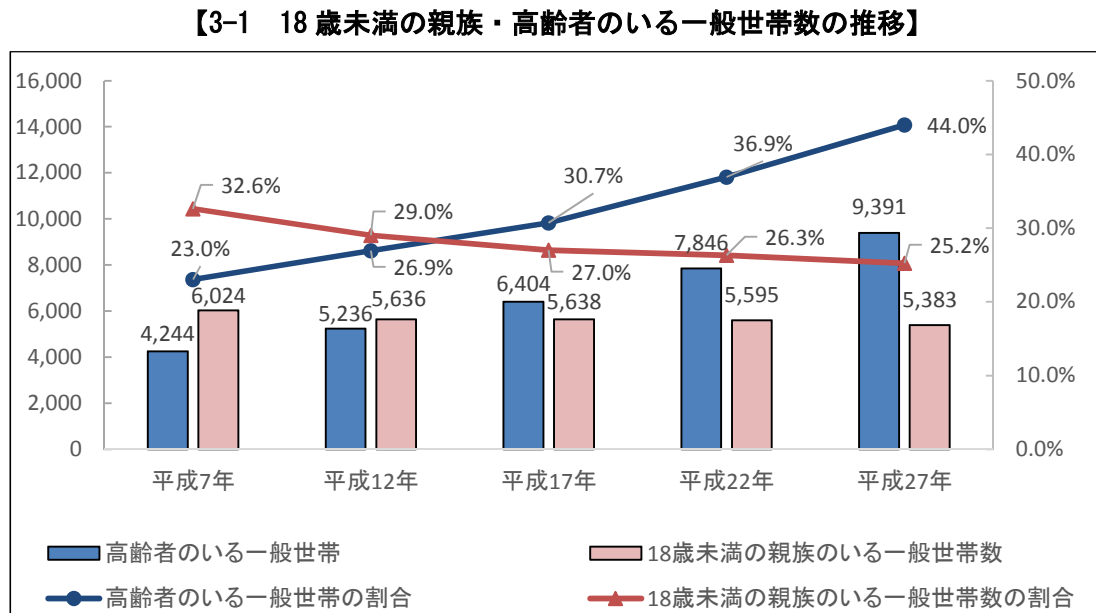
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

3 世帯の状況

世帯数については、年々増加しているものの、平均世帯人数が年々減少しています。また、国勢調査によると高齢者のいる世帯が増加しており、平成27年には全体の44%に達しており、高齢者単独世帯の割合が増加傾向にあることが分かります。

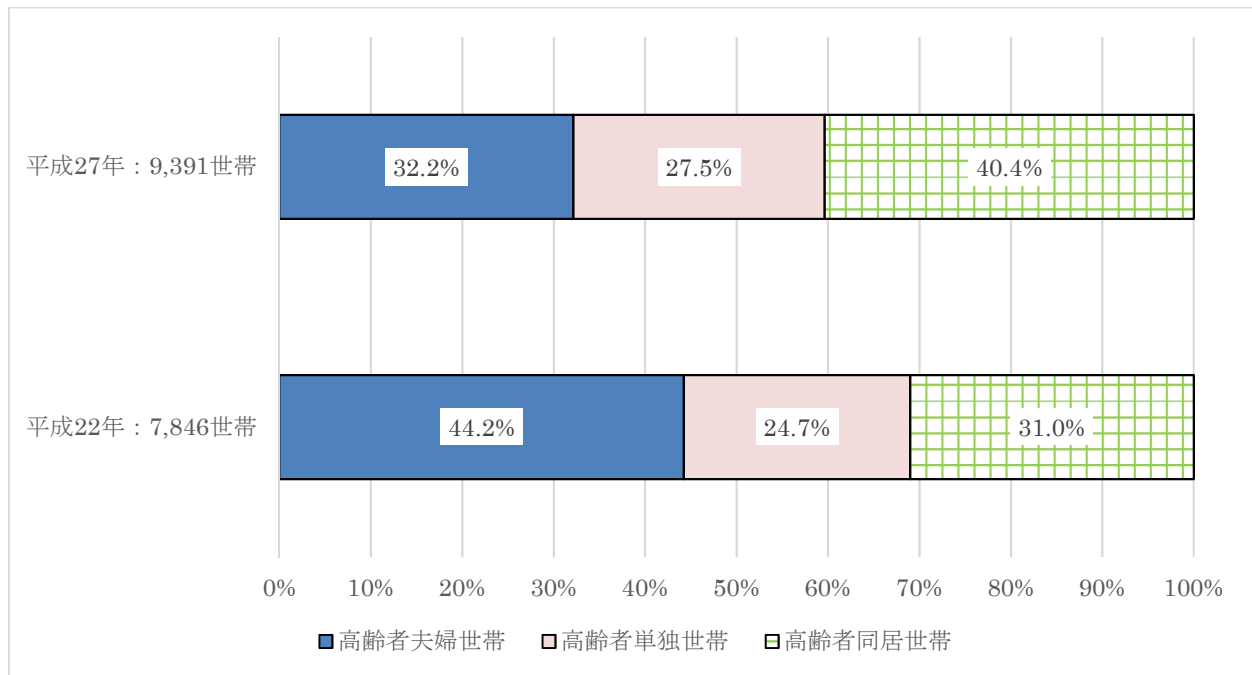


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

【3-2 高齢者のいる世帯推計】



資料：国勢調査

4 地区別の人口・世帯の状況

地区別人口・世帯数については、平成 28 年度と令和 2 年を比較すると、半数以上の地区で減少していますが、寺戸地区については、人口が 2,107 人、世帯数が 1,060 件と大幅に増加しています。

65 歳以上の比率を地区別に見ると、向日台地区が 52.0%と最も高く、次いで西向日地区が 35.8%となっています。一方、物集女地区は 22.8%と最も低く、地区により比率に大きな差が見られます。

また、平均世帯人数については、いずれの地区においても減少しています。

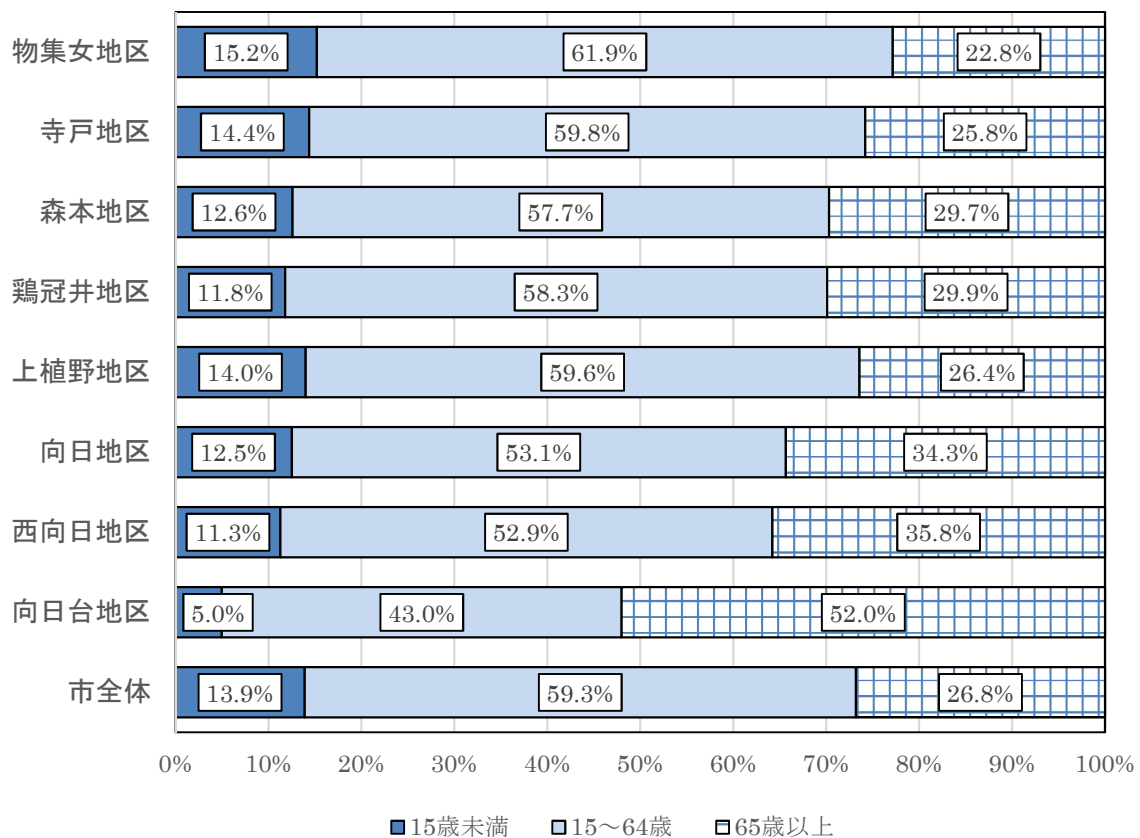
【4-1 地区別 人口・世帯数】

		物集女 地区	寺戸 地区	森本 地区	鶏冠井 地区	上植野 地区	向日 地区	西向日 地区	向日台 地区
人口	平成 28 年	8,569	23,494	4,513	5,212	10,615	967	1,297	896
	令和 2 年	8,455	25,601	4,501	5,200	10,663	909	1,309	733
	増減	-114	2,107	-12	-12	48	-58	12	-163
世帯数	平成 28 年	3,470	10,516	1,914	2,277	4,398	447	580	498
	令和 2 年	3,548	11,576	1,941	2,324	4,589	431	593	445
	増減	78	1,060	27	47	191	-16	13	-53

※単位：人

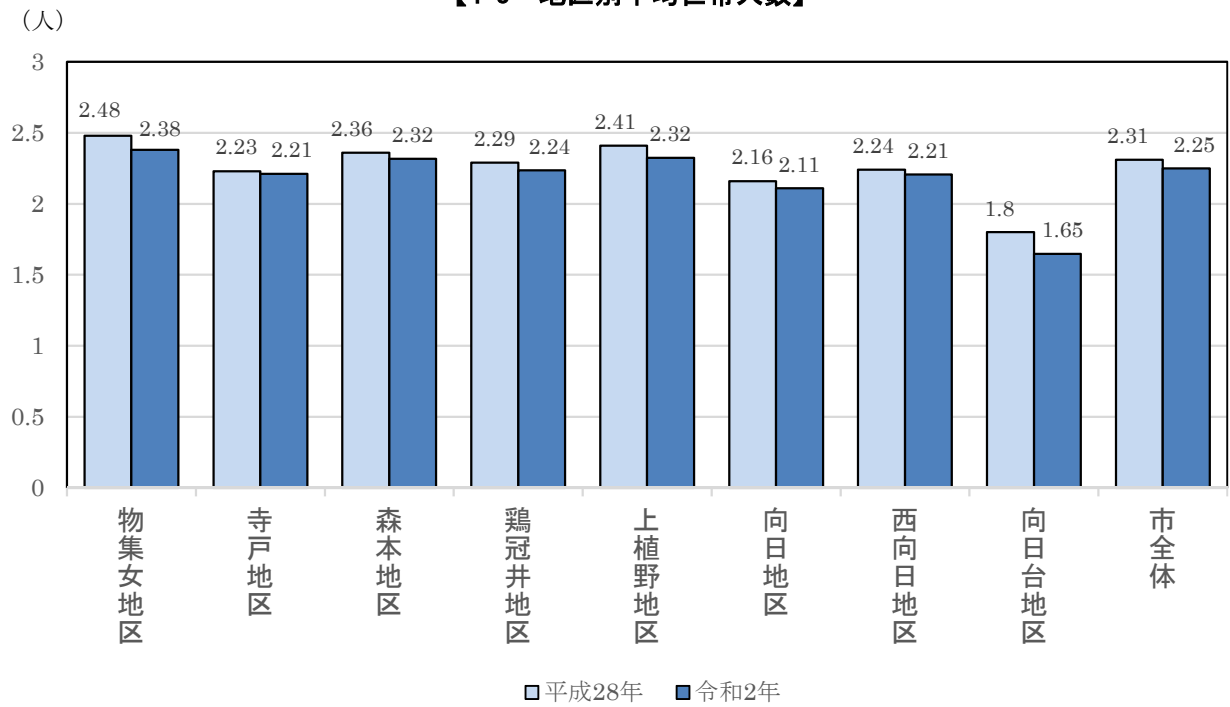
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

【4-2 地区別 年齢区分別人口比率】



資料：住民基本台帳（令和 2 年 10 月 1 日現在）

【4-3 地区別平均世帯人数】



※単位：人

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

5 地域福祉に関する活動の状況

(1) 地域活動の状況

①自治会・町内会

本市の自治会・町内会は、一定の区域を単位として、その地域に住む人々によって自主的に組織された任意の団体です。この自治会・町内会などが集まって、8つの連合自治会（区）が組織され、防犯や防災をはじめ、環境美化や様々な地域の交流活動などを通して地域の連帯感を高め、豊かで住みよい地域づくりに取り組まれています。自治会・町内会への加入率は、年々低下しています。

②地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市内の8つの連合自治会（区）に設置されている地域福祉活動を推進している地域住民主体の任意団体で、地域ごとに特色ある福祉活動が展開されています。具体的には、地域の各種団体やボランティアなどの協力により、高齢者の配食・会食活動や世代間交流行事、サロン活動などを、公民館やコミュニティセンターなどで行われています。

【5-1 地区社会福祉協議会の活動状況（令和元年度）】

地区社協名	主な事業・活動
物集女地区社協	一人暮らし高齢者会食会、たけのこほり体験、もちつき、サロン活動、あいさつ通り推進事業
寺戸地区社協	クリーン作戦、音楽療法、研修事業、高齢者会食会、もちつき、クリスマス会、夏休みパトロール
森本地区社協	いもほり体験、高齢者配食、高齢者会食会、もちつき、新年互例会など
鶏冠井地区社協	高齢者配食サービス、高齢者会食会、音楽療法、ふれあい旅行、友愛訪問
上植野地区社協	高齢者配食活動、子ども神輿、いもほり、もちつき、老人会レクリエーション、節分祭
向日地区社協	独居高齢者配食と安否確認、独居高齢者ふれあい会、米寿祝、もちつき、サロン活動
西向日地区社協	昼食会、配食活動、おしゃべり会、水曜茶会&シネマ、サロン活動、ハロウィン
向日台地区社協	スプリングフェスティバル、歳末イベント、配食、会食会、いもほり、サロン活動

資料：市社協

③ボランティア活動・市民活動

市民の自主的・主体的なボランティア活動は、地域の美化清掃活動をはじめ、手話や点訳などの専門的な技術や技能を必要とするものまでさまざまな活動が、個人あるいはグループで行われています。これらの活動を支援するための機関として、向日市社会福祉協議会が設置している「ボランティアセンター」と、市が設置している「市民協働センター」があります。

ボランティアセンターは、様々な福祉ボランティアの登録とともに、ボランティア講座や研修、活動を支援するための相談、依頼に応じた利用者と提供者のマッチングなどを行っています。また、ファミリーサポートセンターや図書館などにおいても、保育や読み聞かせのための専門的なボランティア養成に取り組んでいます。さらに、地区社協や社会福祉施設などでも、高齢者の交流を目的としたサロンや配食・会食、話し相手などのボランティアが活躍されています。

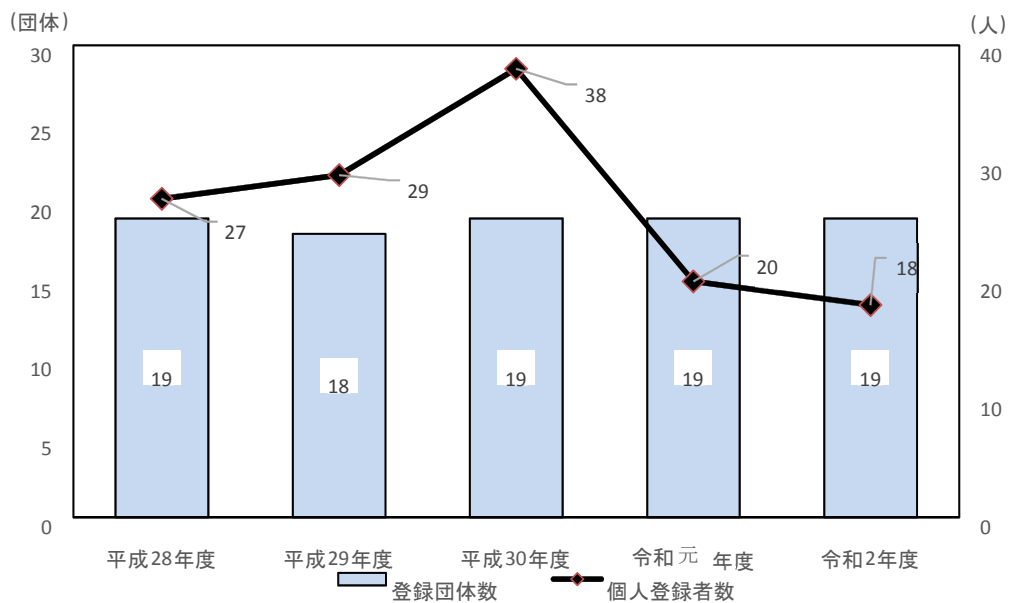
市民協働センターでは、福祉分野の活動に限らず、環境や生涯学習・まちづくりなどの幅広い市民活動団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）を支援しています。

【5-2 ボランティアセンター登録グループ一覧（令和2年度）】

区分	グループ名	主な事業・活動
点字	向日市点訳サークル「きつつき」	点訳による視覚障がい者への情報提供及び交流。小学校、一般市民への啓発。点訳ボランティア養成講座の開催。
点字 (琴の楽譜)	おたまじゃくし	視覚障がい者の方に主にお琴の楽譜を点訳する。パソコン入力、校正を経て本にする。
手話	上植野手話サークル「あすなろ」	聴覚障がい者とともに手話を学習し交流を深める。また小学校へ出向き手話の普及に務める。
要約筆記	向日市要約筆記サークル「フレンド」	聴覚障がい者、主に難聴中失聴者のコミュニケーション・情報保障。要約筆記の学習・技術向上に務める。
音訳	音訳サークル「愛フレンド」	主に「広報むこう」「市議会だより」の音訳・録音・CD作成。音訳技術向上のための学習を行う。
介助	サークル・プラスワン	①安否確認、お話相手、散歩介助 ②向陽苑での喫茶ルームボランティア ③デイサービスでのお手伝い④学校の車椅子体験など
スポーツ (水中運動)	めだか	身体障がい者・高齢者等が、水中運動を楽しむことを援助し介護予防の一翼を担う。
リフォーム	ボランティアグループひまわり	高齢者、障がい者（児）の衣服の寸法直し、繕い物、リフォーム。事業所などへの必要なものの提供。
交流	ブーフーウー京都	福祉施設、病院、学校、保育所などを訪問し、音楽療法を取り入れた活動する。①合唱②コンピューター大型紙芝居③癒しの楽器演奏
	さくら会	高齢者福祉施設にて、指先と脳を使うことで、リハビリの効果のある折り紙で交流する。
	京ことばの会(向日市)	高齢者施設等で京ことばの歴史、語源や京の歳時、しきたりをクイズ方式や京ことばカルタなどでレクリエーションをする。
	むこうシニア	高齢者（特に男性）の地域交流の場を提供する。健康増進を図り、仲間づくり、生きがいづくりを目的に活動する。
サロン	サロン・かぐやひめ	高齢者、障がい児・障がい者のサロン開設など
健康講座	カイロプラクティック地域普及委員会	地域に広くカイロを普及するため、地域に出向き健康講座や体験会の講師をする。
配食活動 (高齢者)	ぶどうの会	月1回手作りのお弁当を高齢の独居または高齢世帯の方へお届けして、安全確認とお互いの交流を深める。
子ども食堂	向日市 さくら きっちゃん	月に1～2回、イベントや子ども食堂を開催。みなでワイワイごはんを食べ、楽しい時間をつくり、親・子どもたちの居場所づくりをしている。
趣味 サークル	詩吟を愛する会	詩吟を通じ、ボランティア活動し皆様と楽しい時間を過ごす。
	むこうレレ	ウクレレ演奏を通じて。多くの人に音楽の楽しさを体験してもらう。市内福祉施設等での演奏も行う。
	オカリナ「フーガ」	オカリナの基本を練習し、演奏法を学びながら地域の行事や福祉施設に訪問し、入所・通所者の方々と共に音楽療法を通して豊かな心の安定づくりをめざす。

資料：市社協

【5-3 ボランティアセンター登録団体数・個人登録者数の推移】



資料：市社協

【5-4 市民協働センター登録団体一覧（令和2年度）】

活動分野	登録数	活動分野	登録数	活動分野	登録数
地域・まちづくり	22	福祉	11	保健・医療	6
竹文化	3	史跡・観光	2	文化・芸術	13
スポーツ	6	社会教育	10	環境保全	10
美化活動	8	交通安全	1	男女共同参画	5
子ども	20	国際協力・交流	5	人権・平和	13
災害救援	2	IT・情報化	1	科学技術	2
経済活動の活性化	3	職業訓練・雇用促進	2	消費者保護	4
市民活動支援	10	生涯学習支援	15	食・農業	10
その他	3				

※ 1つの団体が複数の活動分野に登録している場合があります。

資料：広聴協働課（令和2年10月現在）

(2) 向日市社会福祉協議会（市社協）の状況

市社協では、地域に暮らす皆さまや、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動が行われています。また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進行するなか、平成 24 年度に「地域福祉活動計画」を策定され、自治会単位の福祉の支え合いとして、「ご近所福祉」をスローガンに掲げ、住民主体の地域福祉活動を推進しておられます。

さらに、介護や福祉ニーズへの対応のため、住民への直接サービス事業として、高齢者や障がい者への介護サービスの提供を行うほか、市の委託事業として地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、生活困窮者自立相談支援等の事業を行っておられます。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 11 月末時点で、失業や減収になった方が生活困窮者自立相談支援の窓口の実人数で 516 人(昨年度の約 10 倍)相談に来られ、生活福祉資金貸付や住居確保給付金、就労支援等の様々なサポートを実施されています。

【5-5 市社協の主な地域福祉活動】

- | |
|--|
| <p>1) 地域福祉活動計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ご近所福祉の推進 ・アクションプラン（災害・認知症）の取組み ・実践交流会 など <p>2) 小地域福祉活動</p> <ul style="list-style-type: none">・地区社協活動の推進 ・地域サポートセンターの運営 ・ふれあいサロン活動の支援・若者の発想を活かした地域づくり事業 ・事業所の社会貢献活動推進 など <p>3) 子育て支援活動</p> <ul style="list-style-type: none">・のびのび子育て教室 ・子育て支援講座 など <p>4) 高齢者福祉活動</p> <ul style="list-style-type: none">・歳末おかたづけ応援隊事業（シルバー人材センターとの連携）・まごころ見守り定期便（ヤクルトとの連携）・地域健康塾・認知症サポーター養成事業 など <p>5) 障がい者（児）福祉活動</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい者地域生活支援センターの相談事業 ・障がい児・者余暇活動支援事業（創作活動）・聴覚障がい者のためのいきいきサロン ・障がい児療育事業 ・視覚障がい者交流事業・聞こえの相談会 ・障がい者（児）ふれあいレクリエーション など <p>6) ボランティア活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティアセンターの運営（団体・個人登録及びマッチング）・福祉教育・ボランティア学習プログラム ・ボランティア体験プログラム・ボランティア養成（点字・災害） ・ボランティア情報誌の発行 など <p>7) 相談支援</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉サービス利用援助事業 ・生活福祉資金 ・くらしの資金・くらしと仕事の相談窓口（生活困窮者自立相談支援事業） ・小口厚生資金 など <p>8) 向日市地域包括支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none">・介護予防ケアマネジメント ・包括ケア会議・介護予防講座 ・認知症地域支援体制構築等推進事業 など <p>9) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・社協まつり ・福祉団体への助成 ・学習備品の貸出 ・車いすの貸出 など |
|--|

6 対象者別にみた地域福祉の状況

(1) 高齢者の状況

①要介護（要支援）認定者等の推移

要介護（要支援）認定者数は、平成 28 年度の 2,571 人から令和 2 年度には 2,940 人となり、増加傾向にあります。

【6-1 向日市 要介護（要支援）認定者等の推移】

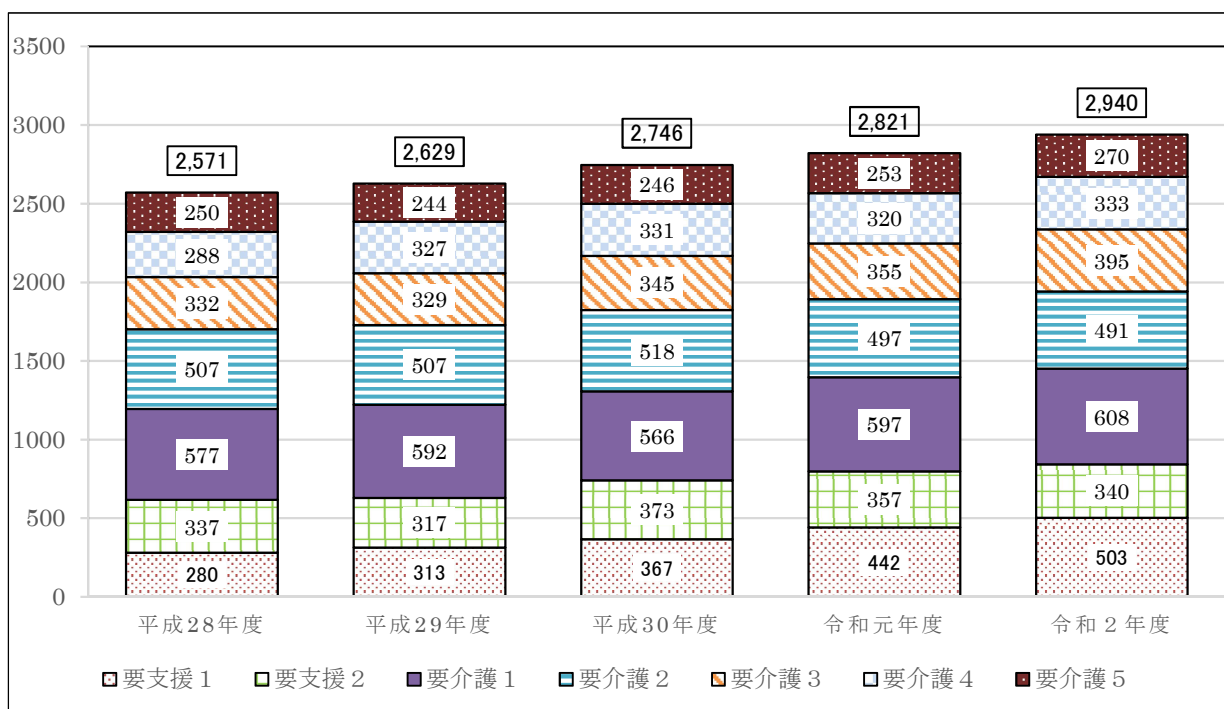
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認定者数	2,571	2,629	2,746	2,821	2,940
要支援 1	280	313	367	442	503
要支援 2	337	317	373	357	340
要介護 1	577	592	566	597	608
要介護 2	507	507	518	497	491
要介護 3	332	329	345	355	395
要介護 4	288	327	331	320	333
要介護 5	250	244	246	253	270
うち第 1 号被保険者	2,526	2,583	2,698	2,775	2,889
うち第 2 号被保険者	45	46	48	46	51
認定率	17.1%	17.2%	17.7%	18.1%	18.8%
第 1 号被保険者数	14,757	14,977	15,259	15,331	15,393

※単位：人

要介護認定率は、第 1 号被保険者の割合

(認定率＝第 2 号被保険者を含む認定者数÷第 1 号被保険者数)

(人)



※単位：人

※資料：介護保険事業状況報告（各年度 10 月 1 日現在）

②認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、高齢者の徘徊に伴う行方不明者の捜索への協力など、認知症の本人やその家族をあたたく見守り応援する人のことを言います。

認知症地域支援推進員が、認知症の高齢者とその家族が過ごしやすい地域のネットワークづくりを担い、認知症に対する理解を深めるために認知症サポーター養成講座を実施し、5年間で合計4,597人が受講されています。

【6-2 認知症サポーター養成講座・受講者数の推移】

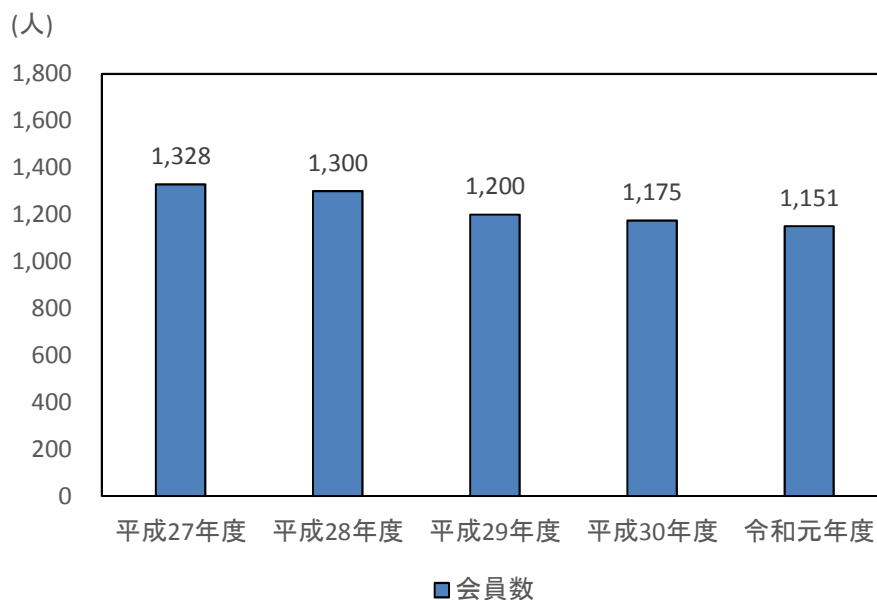
	平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
講座開催数	18回	33回	13回	11回	12回
受講者数	1,055人	1,149人	779人	673人	941人

資料：高齢介護課

③老人クラブの状況

老人クラブは、地域に住む高齢者が自主的に集まり、仲間づくりやその知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりに加え、高齢者同士の交流を深める友愛活動など、地域を豊かにする社会活動に取り組む団体です。その会員数は減少傾向にあり、平成27年度の1,328人から令和元年度には1,151人へと減少しています。

【6-3 老人クラブ会員数の推移】

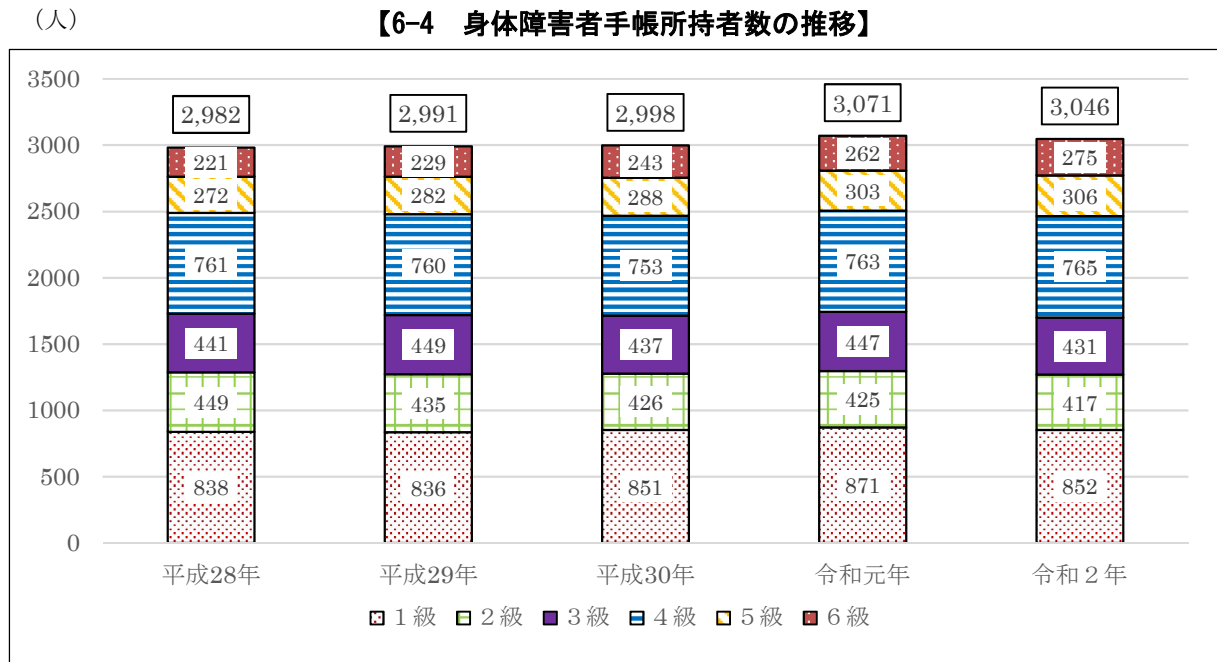


資料：高齢介護課

(2) 障がい者手帳所持者の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年以降、概ね 3,000 人程度となっており、令和 2 年時点で 3,046 人となっています。等級別にみると各年 1 級が最も多く、令和 2 年時点では 852 人となっており、身体障害者手帳所持者数の 3 割近くを占めています。

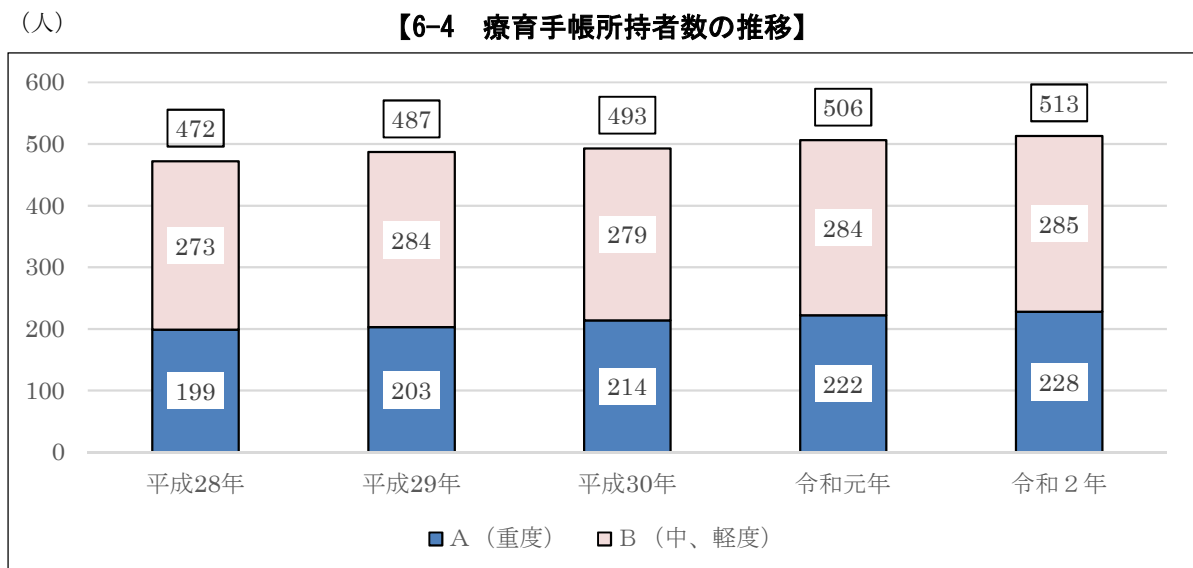


資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（各年 3 月末現在）

注：未返還者を除く。

②療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和 2 年時点で 513 人となっています。また、判定別でみると、令和 2 年で「A（重度）」が 228 人、「B（中、軽度）」が 285 人となっています。



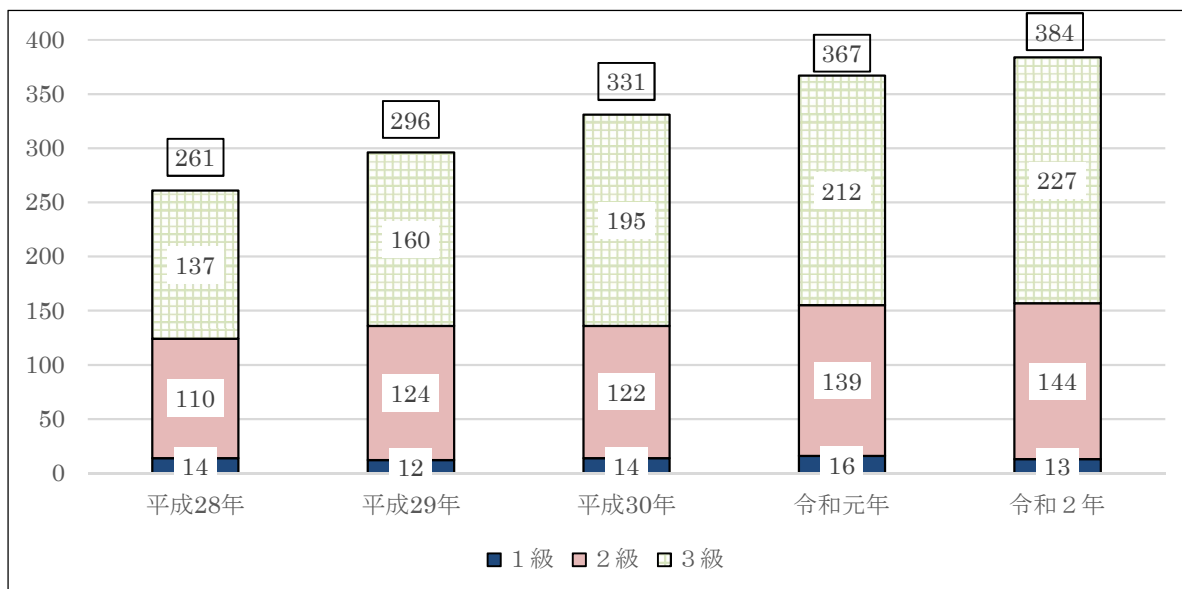
資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府、各年 3 月末現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和２年で 384 人となっています。

等級別でみると、「１級」は、令和２年に前年から僅かに減少していますが、「２級」及び「３級」は年々増加しています。

(人) 【6-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



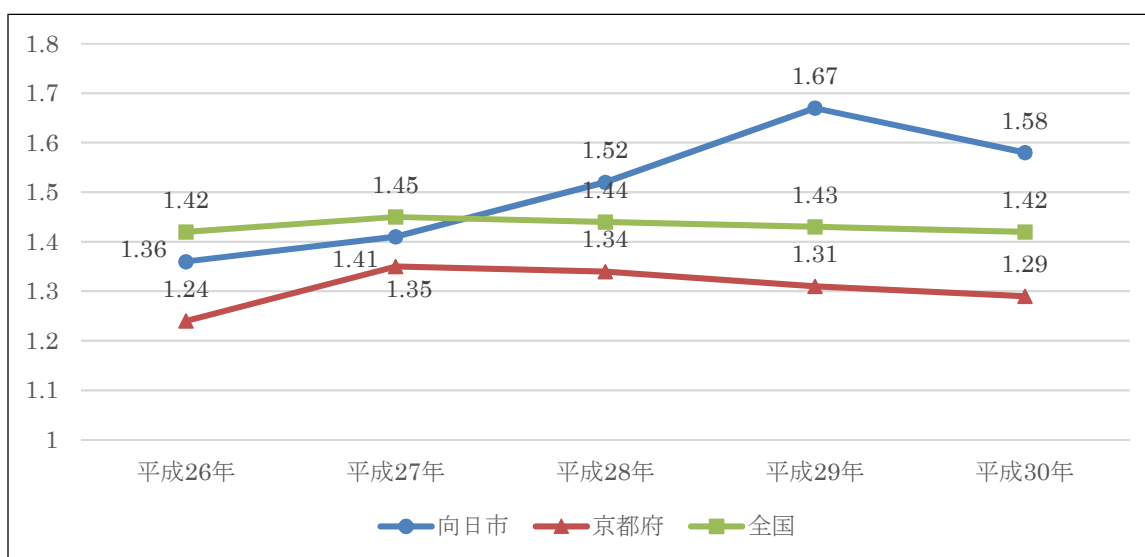
資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府、各年３月末現在）

(３) 子どもや子育て家庭の状況

①合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 26 年の 1.36 人から平成 29 年の 1.67 人まで上昇しましたが、平成 30 年に 1.58 人となり、減少に転じています。全国や京都府の数値を上回っているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 人を下回っています。

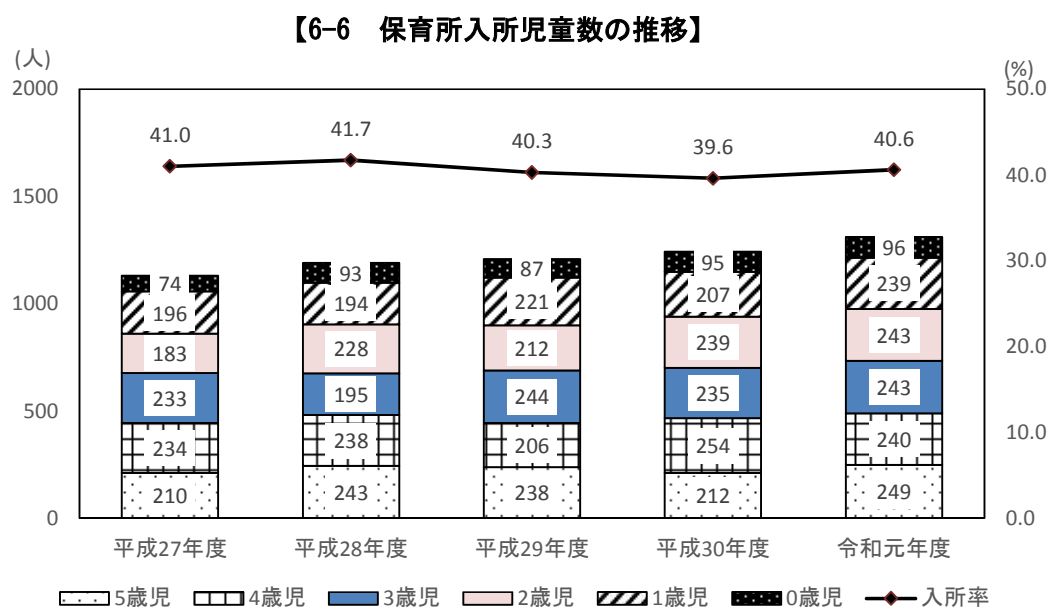
(人) 【6-5 合計特殊出生率の推移】



資料：健康推進課

②保育所の状況（入所児童数の推移）

保育所の入所児童数は、平成 27 年の 1,130 人から令和元年 1,310 人まで増加しています。



③地域子育て支援拠点

地域子育て拠点は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える場として開設しています。平成 29 年度から新たに 2 箇所開設され、現在 7 箇所で開催されています。

【6-7 地域子育て支援拠点の状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
拠点数	5 箇所	5 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
延べ利用者数	14,672 人	17,915 人	26,980 人	25,804 人	20,805 人
地域子育て支援拠点	- 子育てセンター 「すこやか」 - 子育て支援センター 「ひまわり」、「こすもす」、「さくら」 - 地域子育て支援拠点 「ねこばす」、「マナハウス」、「さくらんぼ」				

資料：子育て支援課

④ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターでは、乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。平成 27 年度と令和元年度を比較すると、依頼会員と援助会員のいずれも、増加しています。

【6-8 ファミリーサポートセンターの会員数等の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
活動件数	940 件	1,372 件	1,409 件	1,071 件	1,067 件
会員合計	671 人	674 人	724 人	728 人	746 人
依頼会員	493 人	498 人	542 人	538 人	551 人
援助会員	148 人	150 人	154 人	160 人	161 人
両方会員	30 人	26 人	28 人	30 人	34 人

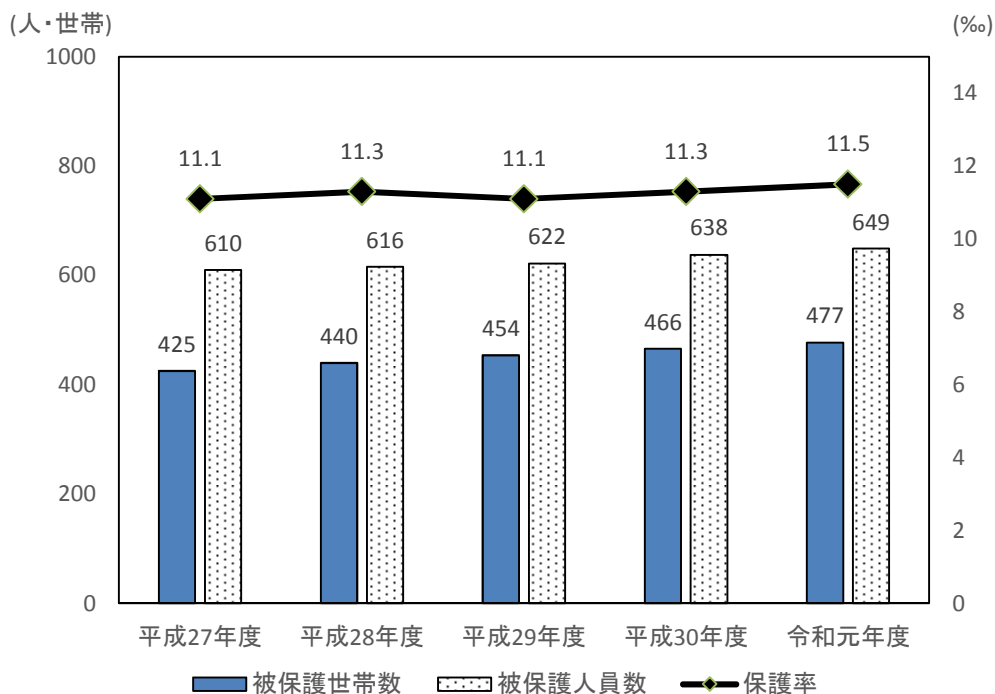
資料：子育て支援課

（４）低所得者支援の状況

①生活保護の状況

生活保護制度の被保護者数、被保護世帯数は、ほぼ横ばいで推移しています。
保護率についても、ほぼ横ばいで推移しています。

【6-9 被保護世帯数・被保護人員数の推移】



※ %（パーミル）：1000 分の 1 を 1 とする単位

資料：地域福祉課（各年度 10 月 1 日現在）

(5) 相談支援等の状況

①民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として、市民の立場にたって、生活に関する様々な相談に応じ、必要な支援を行っています。また、市民の人権やプライバシーに配慮しつつ、一人暮らしの高齢者の方を訪問する活動をはじめ、ひとり親家庭や障がいのある方などの相談相手として、市や関係機関と連携を図りながら、活動をされています。

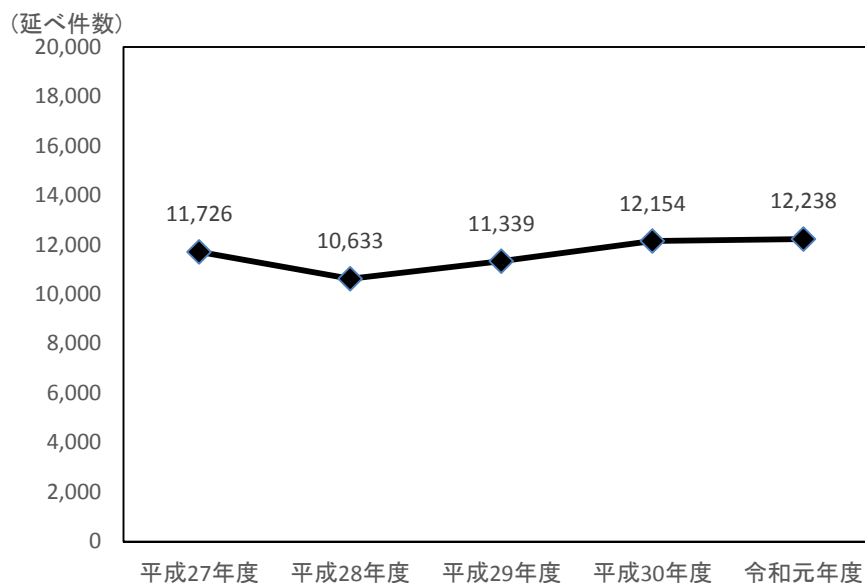
本市では、令和元年12月に85人の民生委員・児童委員が委嘱されており、そのうち、子どもに関する相談を専門的に担当する主任児童相談委員も配置されています。民生委員・児童委員の活動をより充実させるため、向日市民生児童委員連絡協議会が組織され、情報交換や研修など、活動強化のための取り組みが行われています。

②高齢者に関する相談支援の状況

地域包括支援センターは、総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務など、高齢者の介護を専門的に相談する機関として、市内3か所で運営されています。

地域包括支援センターにおける相談件数は、毎年度1万件を超える相談が寄せられており、昨年度は12,238件の相談を受け付けています。

【6-12 地域包括支援センターにおける相談件数の推移】



資料：高齢介護課

③障がい者に関する相談支援の状況 ※原課確認要

障がい者地域生活センターでは、地域に暮らす障がいのある方の自立と社会参加を目的に福祉サービスの照会・就学・就労・生活上の悩み相談、その他、障がい福祉に関する総合相談を行っています。

また、精神障がい者相談支援事業（「こころの健康相談」）は、市役所内の専門の相談窓口を開設し、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を実施しています。

身体障害者巡回更生相談は、身体障がい者に対し、巡回して医学的判定及び更生に必要な相談に応じ、適切な指導、助言、援護を行うため、乙訓地域を対象に京都府家庭支援総合センターが実施されています。

【6-13 障がい者に関する相談支援件数の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
障がい者地域生活支援 センター相談支援事業	2,390 件	1,756 件	1,569 件	4,853 件	6,008 件
精神障がい者相談支援事業	43 件	54 件	91 件	102 件	72 件
身体障害者巡回更生相談	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	17 件	17 件	6 件	15 件	17 件

資料：障がい者支援課

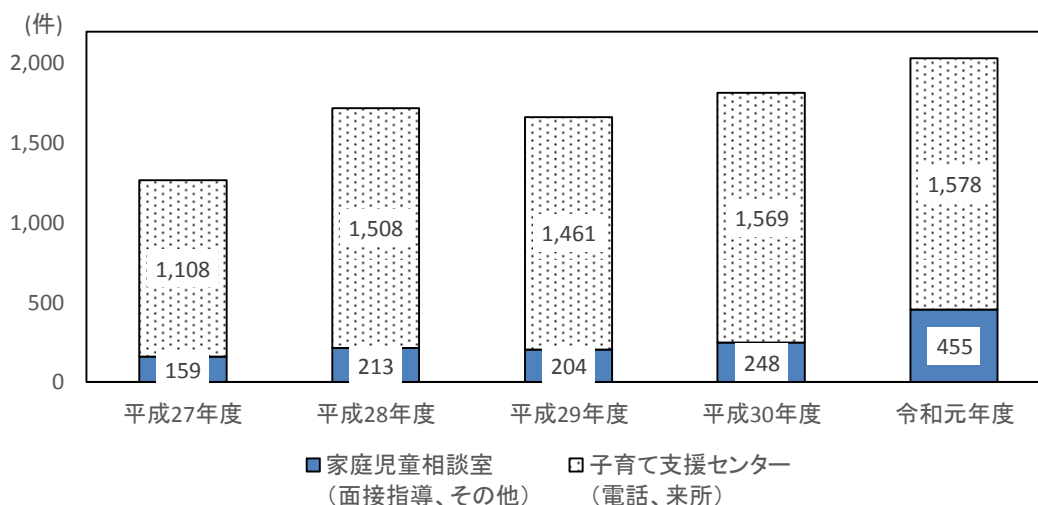
④子ども・子育てに関する相談支援の状況

子育てセンター「すこやか」では、電話や来所により子育てに関する相談を行っています。

また、家庭児童相談室では、子育てについて不安や心配のある方に対して、専門の職員が相談を行っています。

子育て支援センター及び家庭児童相談室への相談件数の合計は、平成 27 年度と令和元度を比較すると、1,267 件から 2,033 件へと約 1.6 倍に増加し、特に家庭児童相談室への相談は、159 件から 455 件へと約 2.9 倍に増加しています。

【6-14 子育て支援センター事業、家庭児童相談室における相談件数の推移】



資料：子育て支援課

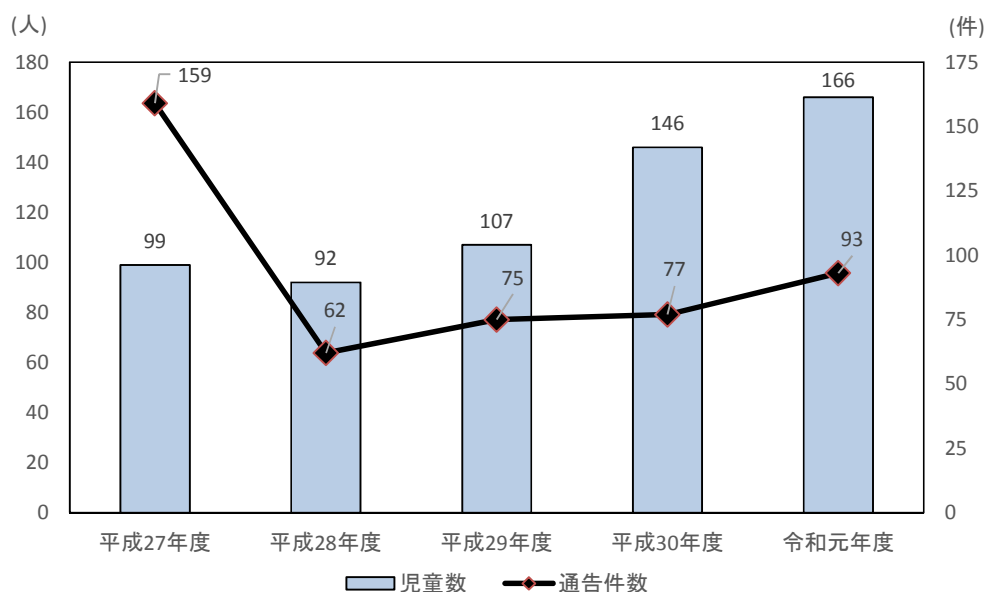
(6) 虐待防止の取組状況

①児童虐待の防止

本市では、平成 20 年に「向日市要保護児童対策地域ネットワーク協議会」を設置し、連携・協力を図り、児童虐待のためのネットワークを気づくことで、子どもたちの最善の利益をまもり、児童の健全な育成を目指しています。

児童虐待の通告件数は、平成 27 年から平成 28 年に大幅に減少したものの、平成 28 年以降は、増加傾向にあります。児童数についても、平成 28 年に前年から減少したものの、平成 28 年以降増加傾向にあります。

【6-15 児童虐待の通告件数等の推移】

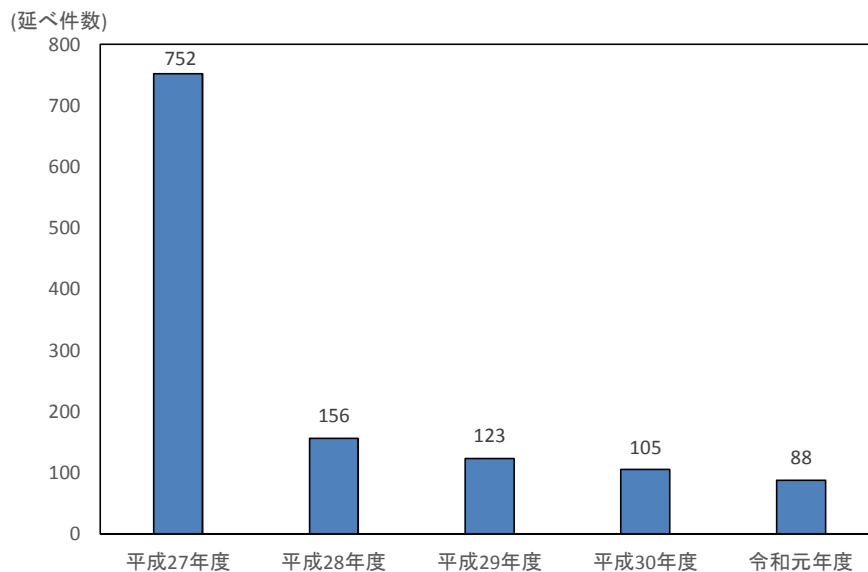


資料：子育て支援課

②高齢者虐待の防止

地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談に応じており、その相談件数は減少傾向にあることが分かります。

【6-16 地域包括支援センターにおける高齢者虐待に関する相談件数の推移】



資料：高齢介護課

③障がい者虐待の防止

乙訓障がい者虐待防止センターを乙訓２市１町で設置しており、障がい者虐待防止や早期発見、相談、支援等を行っています。

【6-17 障がい者虐待に関する相談・通報件数の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養護者による虐待に関する 相談、通報件数	3 件	3 件	6 件	3 件	2 件
施設従事者等による虐待に 関する相談、通報件数	1 件	0 件	3 件	6 件	0 件
その他虐待に関する相談、 通報件数	1 件	0 件	1 件	2 件	0 件

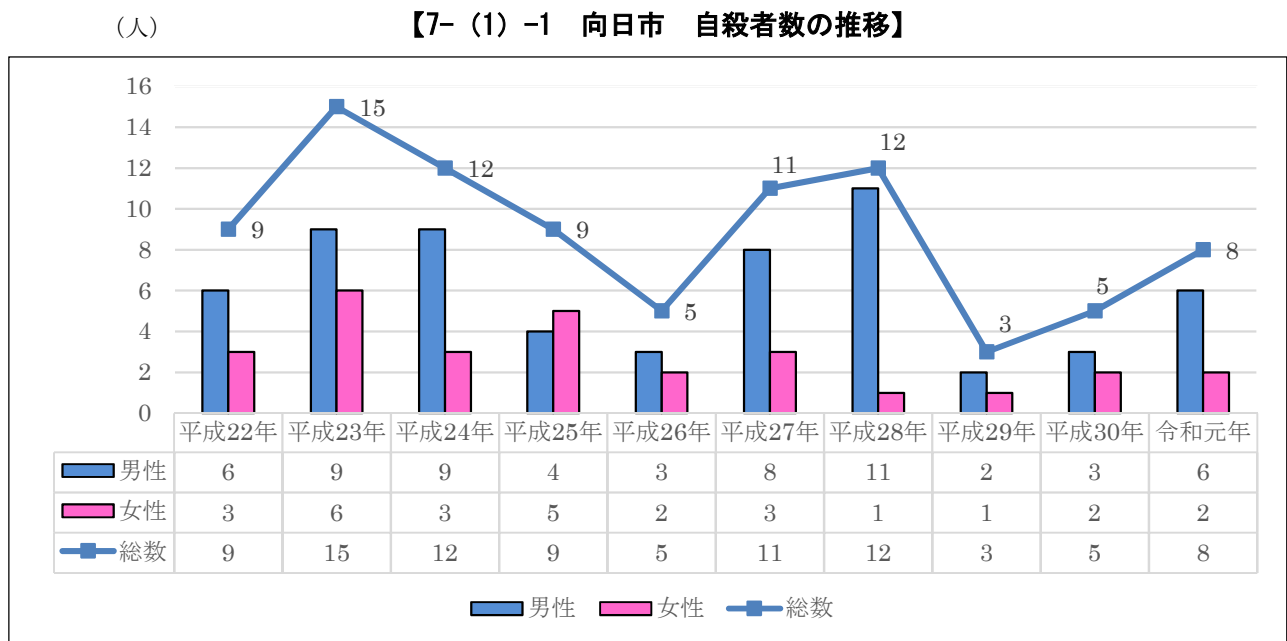
資料：障がい者支援課

7 自殺の状況

(1) 自殺者数の推移

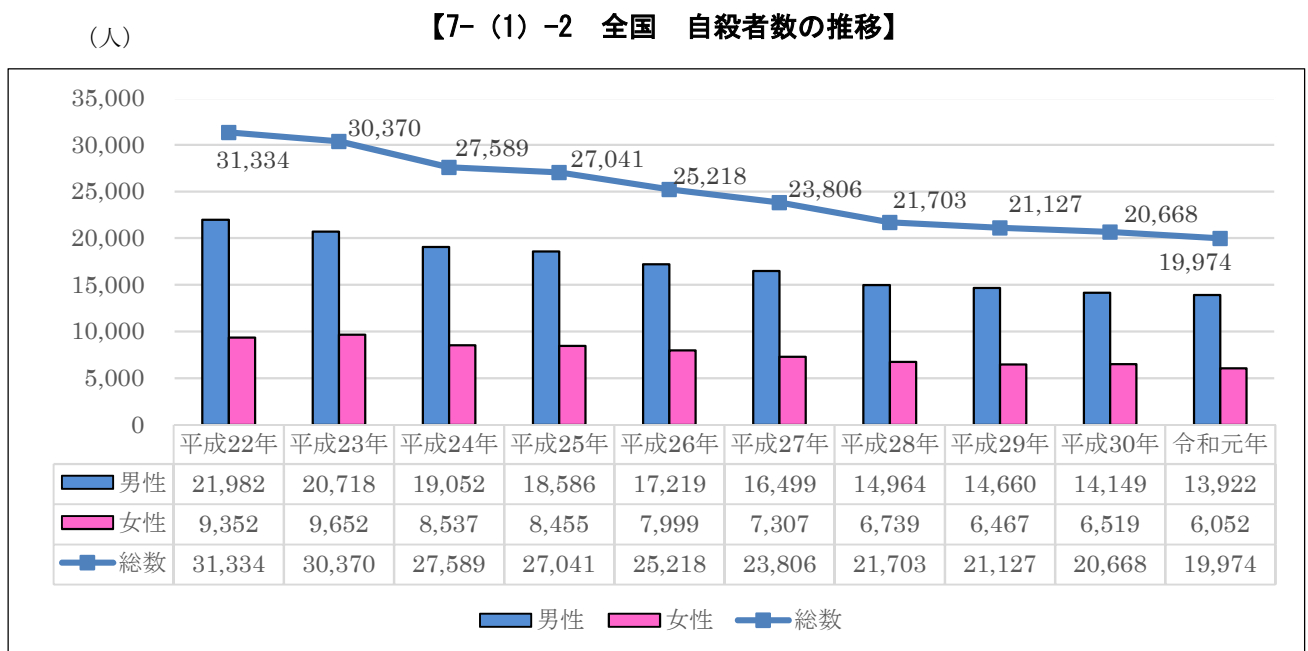
本市の年間自殺者数は、平成22年から令和元年までの10年間をみると、平成23年の15人が最も多く、最も少ない年は、平成29年の3人となっています。しかしながら、全国や京都府の自殺者数の推移のように減少傾向にある訳ではなく、増減を繰り返している状況です。

また、本市の自殺者数の集計で男女比をみると、男性が68.5%、女性が31.5%（自殺者総数89人：男性61人、女性28人）と7割近くの割合を男性が占めており、全国での男女比（男性69.7%、女性30.3%）と同様に男性の割合が高いことが分かります。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（自殺日・住居地）

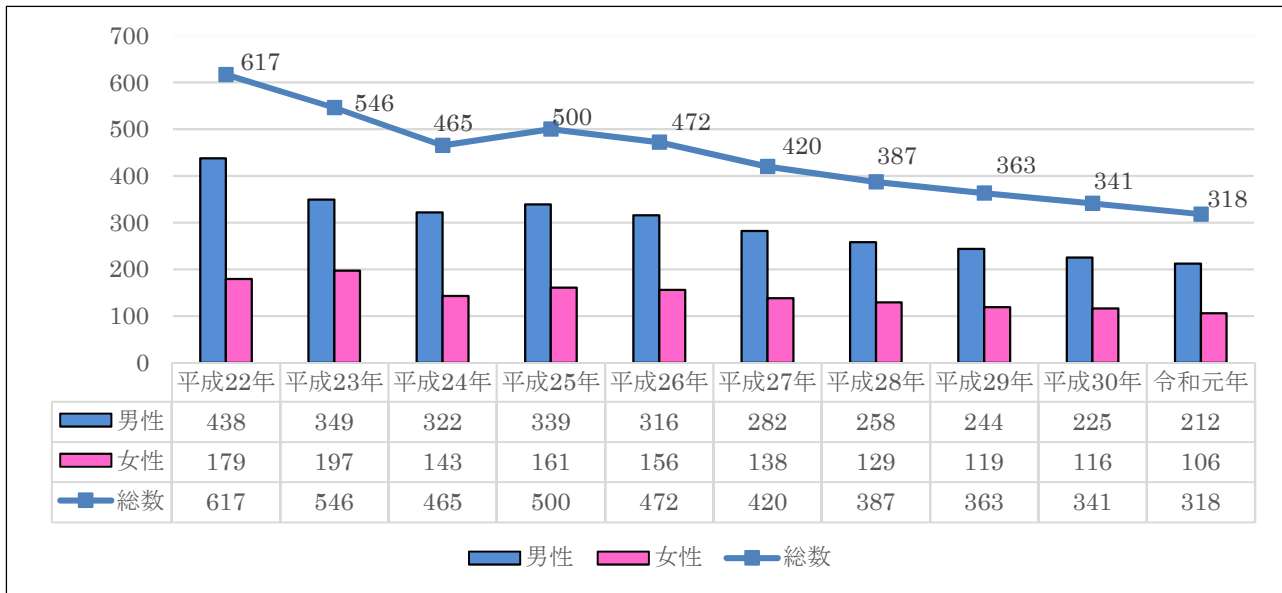


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（自殺日・住居地）

(人)

【7- (1) -3 京都府 自殺者数の推移】



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

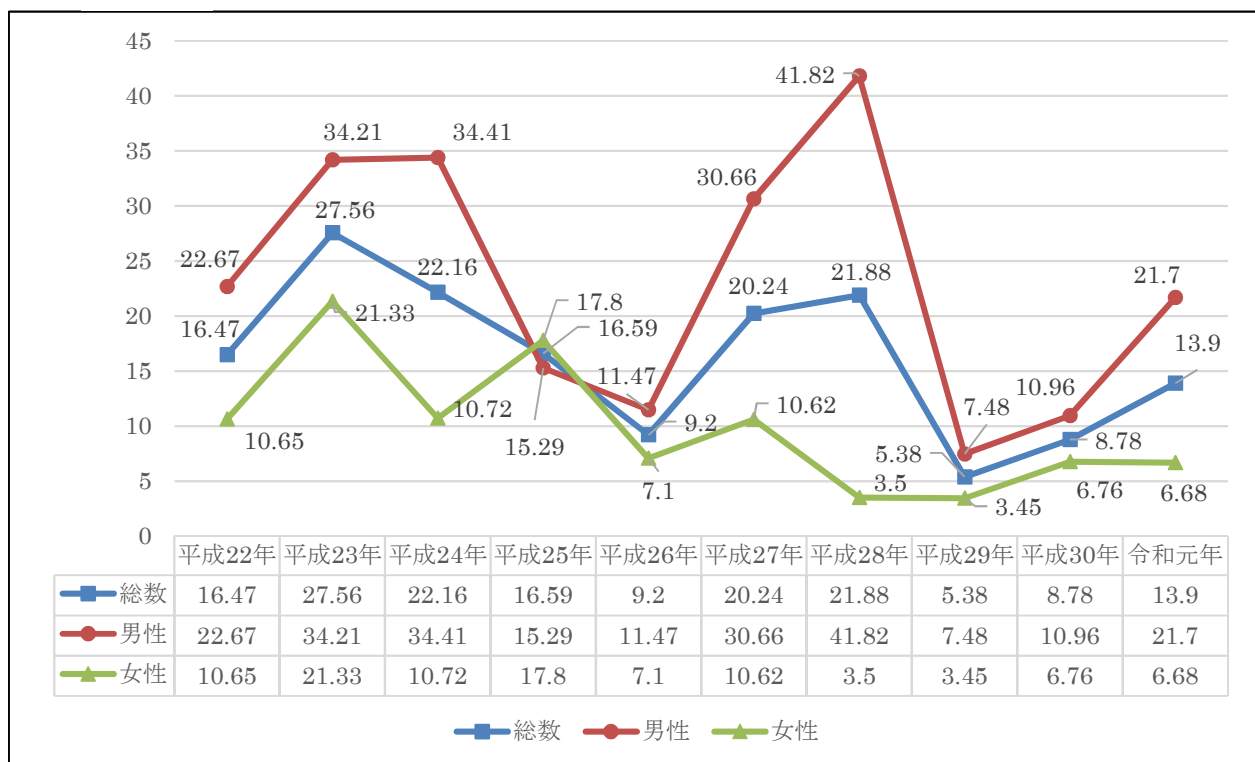
（自殺日・住居地）

(2) 自殺死亡率の推移

人口10万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率は、男性において、過去10年間のうち5カ年で全国の水準を上回っており、年によって増減はあるものの、男性の自殺死亡率が高い傾向にあることが分かります。

(人)

【7- (2) -1 向日市 自殺死亡率の推移】

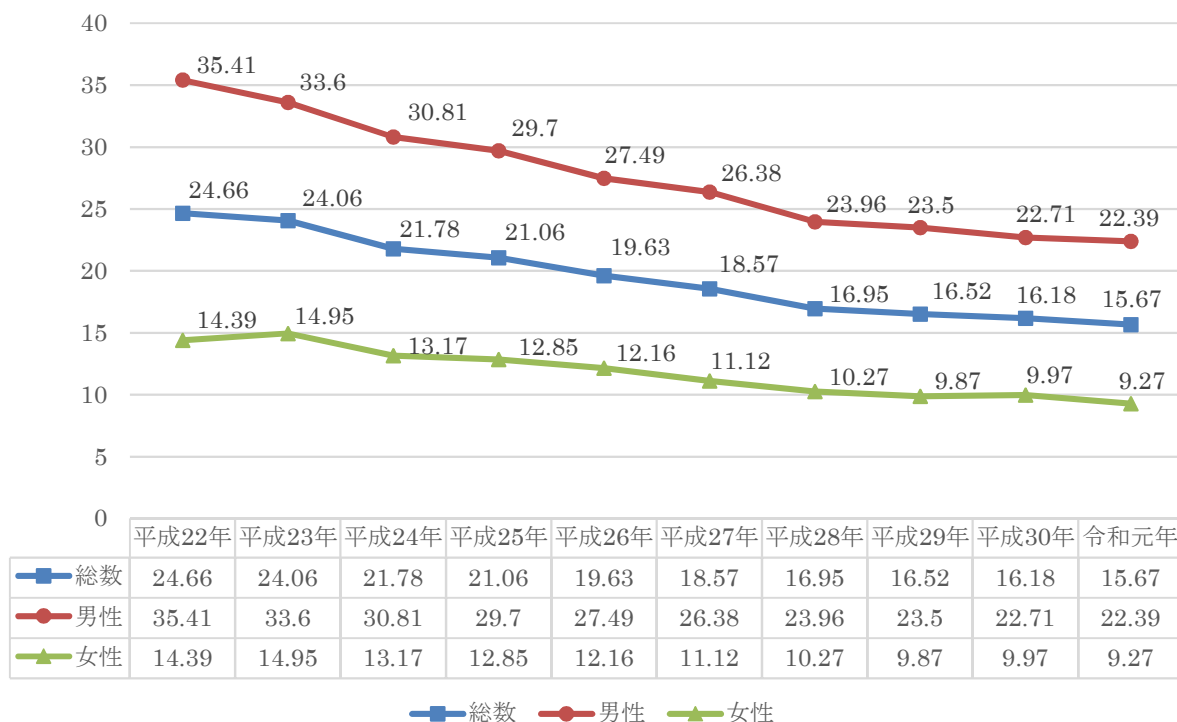


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（自殺日・住居地）

(人)

【7- (2) -2 全国 自殺死亡率の推移】

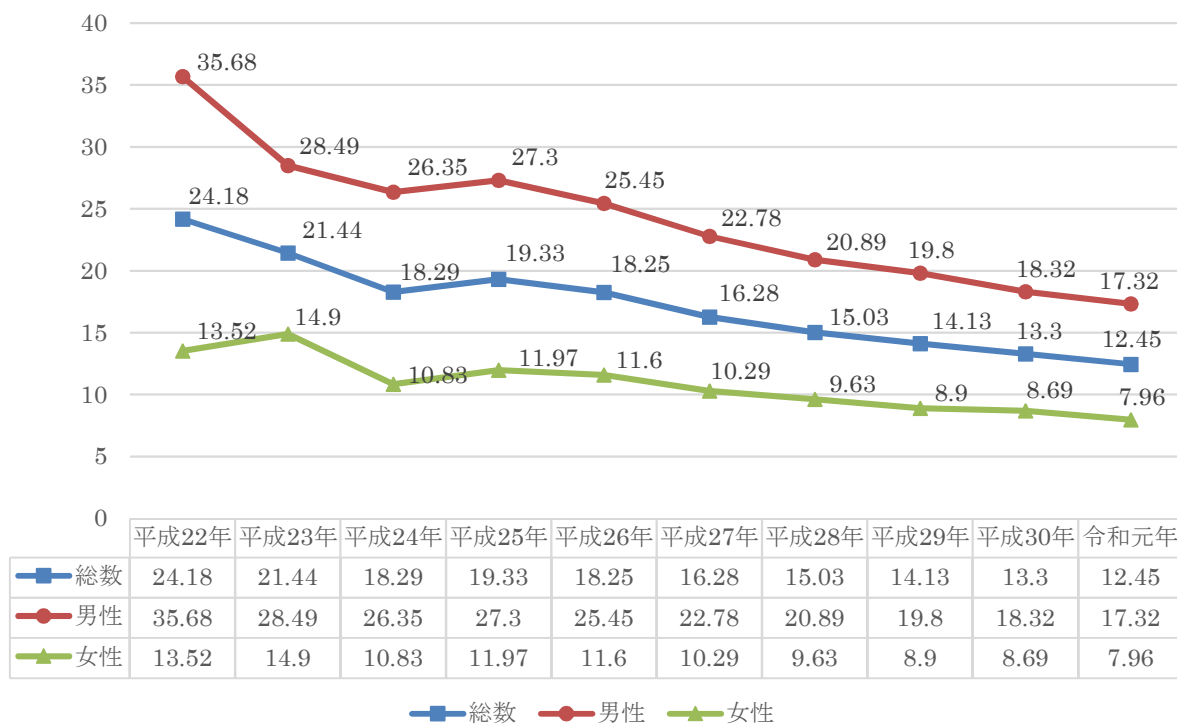


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（自殺日・住居地）

(人)

【7- (2) -3 京都府 自殺死亡率の推移】



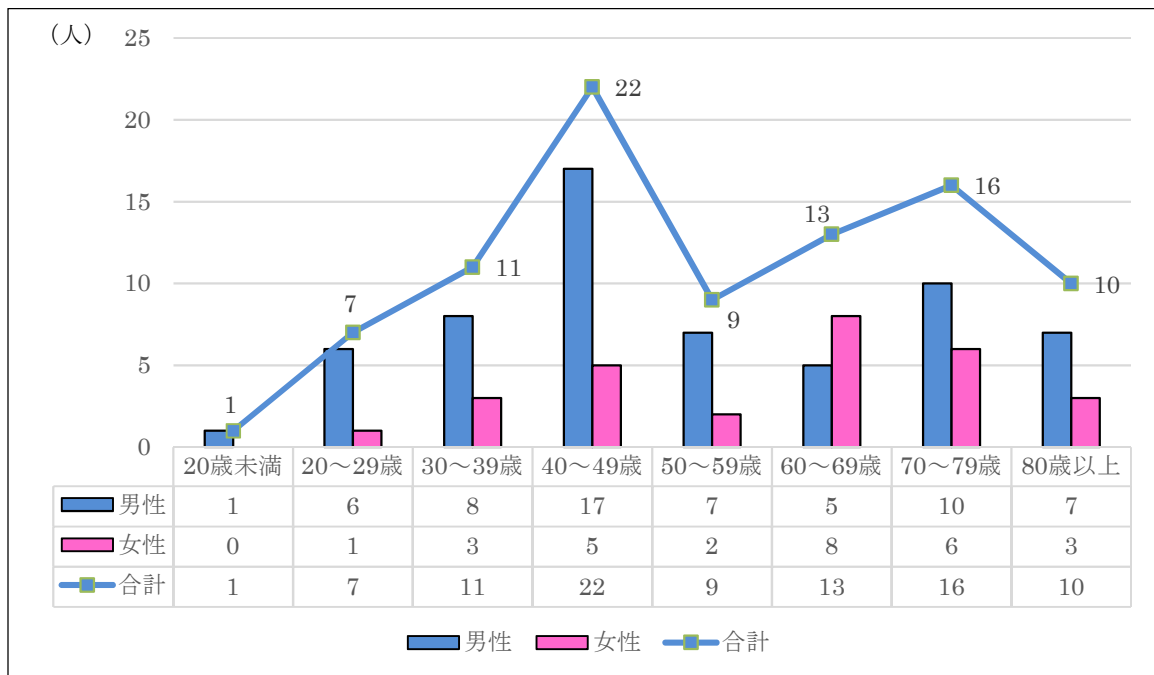
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（自殺日・住居地）

(3) 年代別自殺者数の推移

本市の自殺者数を年代別にみると、この10年間で最も多い世代は40～49歳が22人と全体の24.7%を占めています。60歳以上の自殺者数の合計は39人に上り、自殺者数全体でみると43.8%を占めています。また、年代別・性別での内訳でみると、40～49歳の男性が17人と最も多く、全体の19.1%を占めています。女性については、60～69歳が8人と最も多く、60歳以上の自殺者数は17人と女性全体の自殺者数の60.7%となっています。

【7- (3) -1 向日市 年代別・性別自殺者数 平成22年～令和元年（総数89人）】



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（自殺日・住居地）

(4) 自殺者の同居人有無

本市の自殺者の同居人の有無をみると、「同居人あり」の割合が69.7%で「同居人なし」の約2.3倍となっています。全国の推移と比較しても同じような傾向にあることが分かります。

【7- (4) -1 向日市・全国 性別の同居人有無 平成22年～令和元年（総数89人）】

向日市	同居人あり	同居人なし	不祥	全国	同居人あり	同居人なし	不祥
男性	41人	20人	0人	男性	113,050人	56,298人	2,403人
	46.1%	22.5%	0.0%		45.4%	22.6%	1.0%
女性	21人	7人	0人	女性	58,097人	18,588人	394人
	23.6%	7.9%	0.0%		23.3%	7.5%	0.2%
合計	62人	27人	0人	合計	171,147人	74,886人	2,797人
	69.7%	30.3%	0.0%		68.8%	30.1%	1.1%

資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（自殺日・住居地）

(5) 職業別での自殺者数

本市における職業別にみる自殺者数では、有職者の割合が全体の 38.2%と全国での割合 36.0%より高い傾向にあることが分かります。

【7- (6) -1 向日市・全国 職業 平成 22 年～令和元年（総数 89 人）】

職業	向日市		全国	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合
自営業・家族従業員	12人	13.5%	19,146人	7.7%
被雇用者・勤め人	22人	24.7%	70,342人	28.3%
無職	54人	60.7%	155,108人	62.3%
学生・生徒等	4人	4.5%	8,810人	3.5%
無職者	50人	56.2%	146,298人	58.8%
主婦	9人	10.1%	16,375人	6.6%
失業者	6人	6.7%	11,194人	4.5%
年金・雇用保険等生活者	19人	21.3%	58,817人	23.6%
その他の無職者	16人	18.0%	59,912人	24.1%
不祥	1人	1.1%	4,234人	1.7%
合計	89人	100.0%	248,830人	100.0%

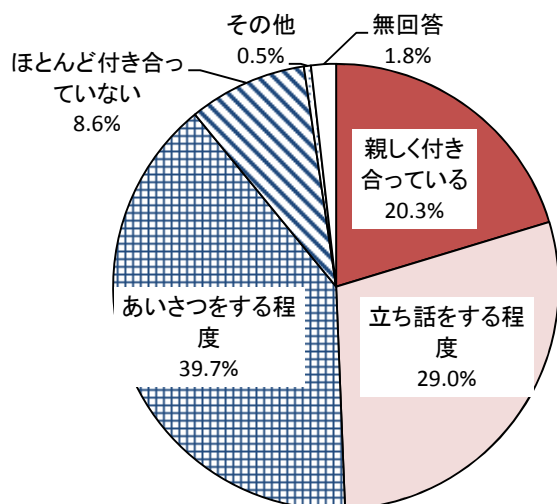
資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）
（自殺日・住居地）

8 市民アンケート調査結果

(1) 地域との関わり方

・10～30 歳代の若い人が、近所付き合いを「あいさつをする程度でよい」と考える人が多い傾向にあり、実際に「あいさつをする程度」にとどまっています。

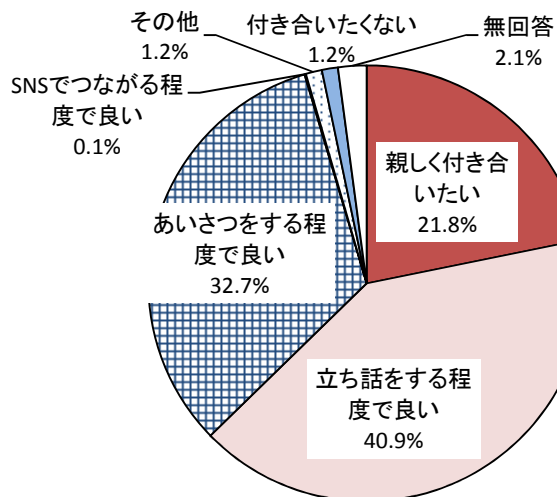
【8-1 近所付き合い（現状）】



【8-1 近所付き合い（年齢別）】

年齢	最も多い回答	%
10 歳代	あいさつをする程度	66.7
20 歳代	あいさつをする程度	58.1
30 歳代	あいさつをする程度	57.0
40 歳代	あいさつをする程度	45.1
50 歳代	あいさつをする程度	49.0
60 歳代	あいさつをする程度	41.9
70 歳代	立ち話をする程度	37.5
80 歳以上	親しく付き合っている	39.4

【8-2 近所付き合い（今後の希望）】



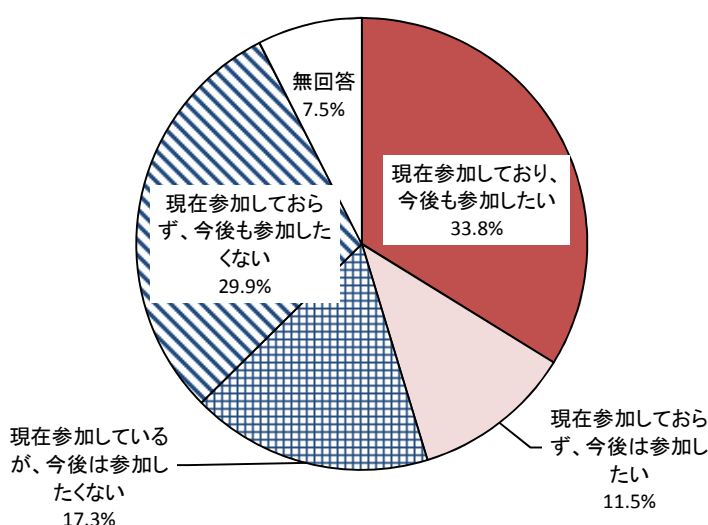
【8-2 近所付き合い（今後の希望）】

年齢	最も多い回答	%
10 歳代	あいさつをする程度でよい	66.7
20 歳代	あいさつをする程度でよい	55.8
30 歳代	あいさつをする程度でよい	40.5
40 歳代	立ち話をする程度でよい	43.6
50 歳代	立ち話をする程度でよい	46.1
60 歳代	立ち話をする程度でよい	41.0
70 歳代	立ち話をする程度でよい	46.9
80 歳以上	親しく付き合いたい	43.7

(2) 地域福祉活動

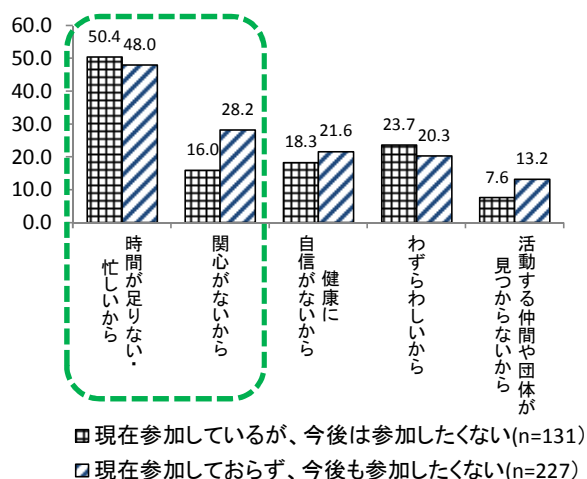
- ・全体で見ると、地域福祉活動に「現在は参加しておらず、今後は参加したい」と考える人が 11.5% いますが、逆に「現在参加しているが、今後は参加したくない」と考える人は 17.3% と前者を上回っています。
- ・年齢別に見ると、『20 歳代』と『30 歳代』の若い層で、現在も今後も参加したくない意向が高い傾向にあります。
- ・『現在参加しておらず、今後も参加したくない』と考える人は、その理由として「時間が足りない・忙しいから」だけでなく「関心がないから」の回答率が高くなっています。
- ・『現在参加しておらず、今後は参加したい』と考える人は、今後参加したい活動として「身近な地域を基盤とした活動」の回答率が低くなっています。

【8-3 参加状況×参加意向】

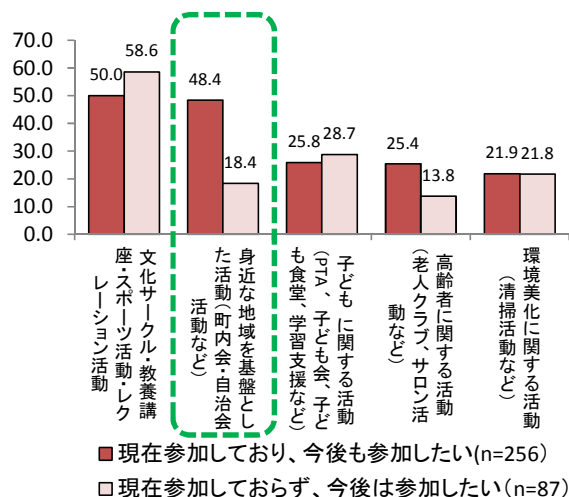


年齢	最も多い回答	%
10 歳代	現在参加しておらず、今後は参加したい	66.7
20 歳代	現在参加しておらず、今後も参加したくない	48.8
30 歳代	現在参加しておらず、今後も参加したくない	40.5
40 歳代	現在参加しており、今後も参加したい	34.6
50 歳代	現在参加しておらず、今後も参加したくない	32.4
60 歳代	現在参加しており、今後も参加したい	38.5
70 歳代	現在参加しており、今後も参加したい	39.1
80 歳以上	現在参加しており、今後も参加したい	40.8

【8-4 活動に参加したくない理由（上位 5 位）】

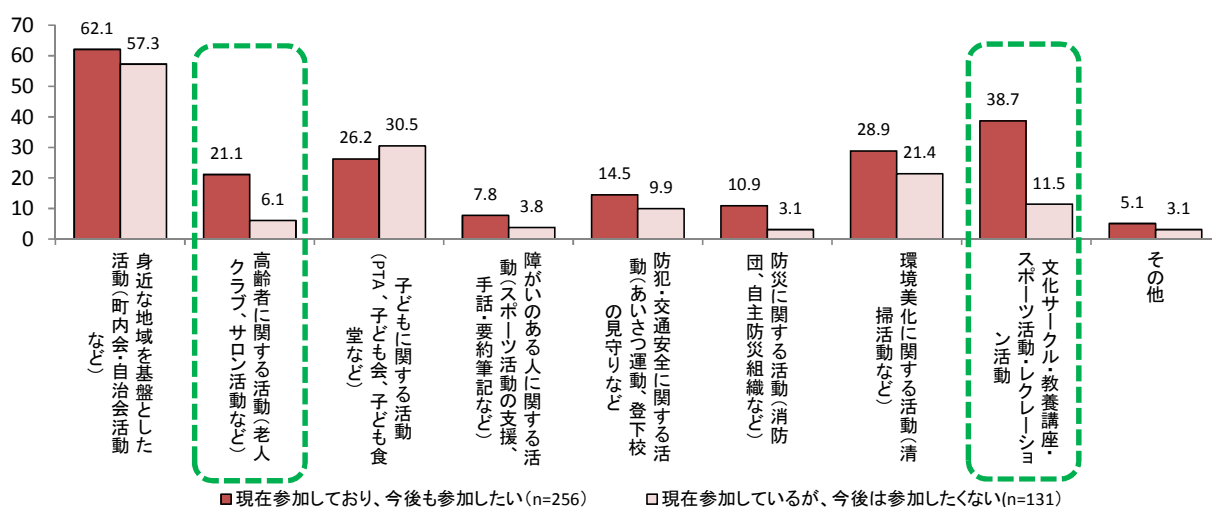


【8-5 今後参加したい活動（上位 5 位）】

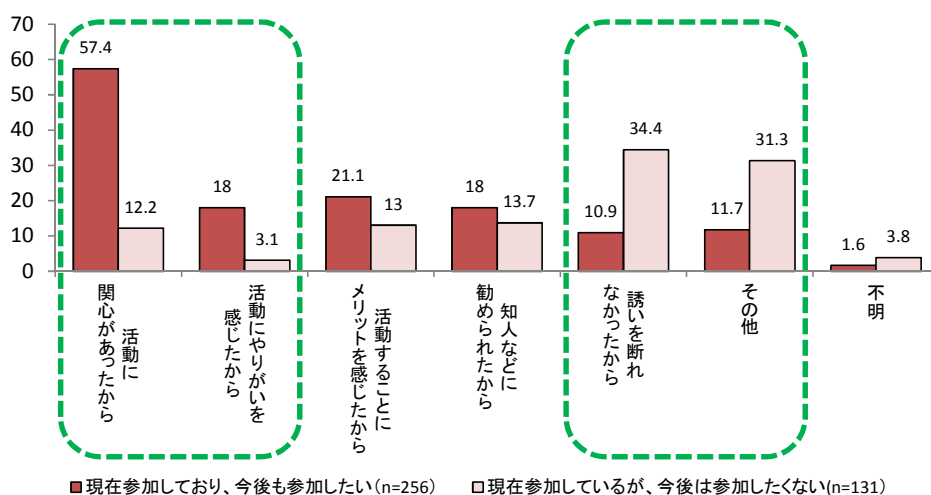


- ・地域福祉活動に現在参加している人について、今後の参加意向ごとに『現在参加している活動と活動の参加理由を示しました。
- ・地域福祉活動を『現在参加しており、今後も参加したい』人は、「高齢者に関する活動」や「文化サークル教養講座・スポーツ活動・レクレーション活動」の参加率が高い傾向にあり、活動の参加理由で「活動に関心があったから」の回答率が高い傾向にあります。
- ・一方で、『現在参加しているが、今後は参加したくない』人は、活動の参加理由として「誘いを断れなかった」が高い傾向にあります。

【8-6 現在参加している活動（今後の参加意向別）】



【8-7 現在参加している活動（今後の参加意向別）】



(3) 地域福祉活動の拠点や情報源

- ・情報を得られている人（『十分得ることができている』と『だいたい得ることができている』）は、「情報を得られていない人（『あまり得ることができていない』『ほとんど得ることができていない』）の人」に比べて、「テレビ、新聞」や「市役所」「家族や親戚」「友人・知人」だけでなく、「町内会・自治会の人」や「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」「福祉サービスの事業所」「民生委員・児童委員」の回答率が高い傾向にあります。

【8-8 情報収集の方法と受取の状況】

	回答者数	テレビ、新聞	市役所	家族や親戚	友人・知人	町内会・自治会の人	S（イン N ホン S ー な ム ど ベ ー ジ ッ ト、	医療機関	学校、保育所、幼稚園、
合計	759	25.3	25.1	21.6	21.2	17.5	17.0	11.6	8.4
十分得ることができている	15	6.7	53.3	33.3	26.7	26.7	13.3	6.7	13.3
だいたい得ることができている	272	22.1	30.9	19.9	23.5	23.9	18.0	16.9	11.4
あまり得ることができていない	282	30.5	26.2	25.5	23.4	16.7	20.2	10.6	9.6
ほとんど得ることができていない	158	27.2	12.7	19.0	14.6	8.2	13.3	5.7	2.5
	回答者数	社会福祉協議会	地域包括支援センター	福祉事業所のサービス	民生委員・児童委員	子育て支援センター	その他	情報は必要ない	無回答
合計	759	7.9	5.8	5.3	4.6	4.2	9.5	3.3	4.5
十分得ることができている	15	40.0	20.0	20.0	13.3	6.7	0.0	0.0	0.0
だいたい得ることができている	272	14.0	12.1	9.9	7.7	6.3	12.5	0.4	0.7
あまり得ることができていない	282	3.5	2.1	2.1	3.2	4.3	8.2	1.8	2.8
ほとんど得ることができていない	158	2.5	0.6	1.3	0.6	1.3	9.5	12.0	5.1

(4) 地域での支え合い

- ・全体的に「福祉サービスの事業所」に手助けを求める人が多い傾向にあります。
- ・その一方で『短時間の子どもの預かり』や『話し相手や相談事の相手』は、「友人・知人」に手助けを求める人が多くなっています。
- ・手助けしたい内容としては、手助けできる範囲に関わらず、「安否確認の声掛けや見守り」「災害時の手助け」の回答が多くなっています。一方で、「話し相手や相談事の相手」や「ごみ出し」「買い物の手助け」は、『支援したいが、余裕がない』人は回答が少なく、『できる範囲で支援したい』『支援したいが、何をすればよいかわからない』人の回答が多い傾向にあります。

【8-9 手助けしてほしい内容と手助けをしてほしい人】

	回答者数	近所の人	友人・知人	会町の内人・自治	民生委員・児童委員	ボランティア	福祉サービスの事業所	NPO団体など	その他	無回答
合計	675	35.1	35.4	16.6	14.2	20.0	52.9	15.7	4.1	3.6
安否確認の声掛けや見守り	383	47.3	42.0	23.0	18.5	20.9	53.0	13.6	3.9	2.9
災害時の手助け	462	37.9	37.9	18.2	15.8	22.7	55.6	17.1	3.9	3.0
ごみ出し	128	32.8	35.9	22.7	18.0	26.6	64.8	19.5	3.9	4.7
病院などの外出の手伝い	226	27.9	35.0	15.5	17.7	25.2	72.1	20.8	4.0	3.5
買い物の手助け	201	31.3	35.3	19.4	18.9	27.4	66.7	17.9	4.5	5.5
家事の手伝い	181	28.7	35.9	16.0	17.7	30.4	72.4	23.8	5.0	2.2
短時間の子どもの預かり	112	33.9	50.0	17.0	17.0	25.0	55.4	22.3	4.5	2.7
話し相手や相談事の相手	182	40.7	46.2	22.5	23.6	25.8	58.8	20.3	4.4	3.3
その他	21	23.8	23.8	14.3	14.3	19.0	47.6	28.6	38.1	9.5

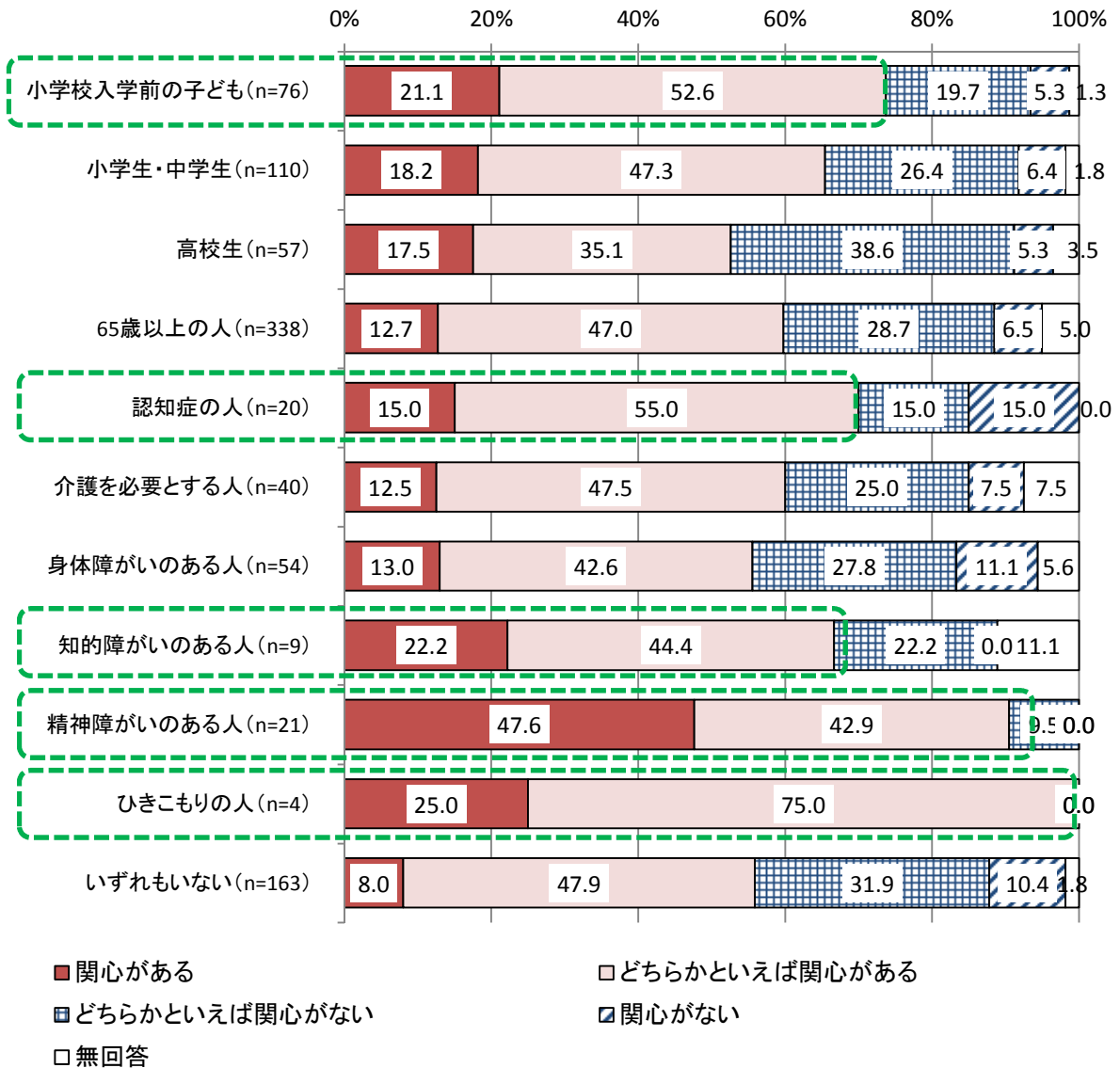
【8-10 手助けしたい範囲と手助けしたい内容】

	回答者数	安否確認や見守りの声掛け	災害時の手助け	話し相手の相手や相談	ごみ出し	買い物の手助け
合計	659	68.4	49.3	27.0	26.1	19.4
できる範囲で支援したい	228	83.8	57.0	36.8	35.5	27.6
支援したいが、余裕がない	228	59.6	46.1	18.9	16.2	11.4
支援したいが、何をすればいいかわからない	184	65.2	45.7	26.6	27.7	20.1
	回答者数	出病の院手などいの外	家事の手伝い	も短の時間預かりの子ど	その他	無回答
合計	659	9.6	7.4	7.1	3.3	4.2
できる範囲で支援したい	228	18.4	11.8	10.5	1.8	0.9
支援したいが、余裕がない	228	3.9	3.1	5.3	3.9	6.1
支援したいが、何をすればいいかわからない	184	5.4	7.6	5.4	2.2	4.3

（５）こころの健康や自殺対策

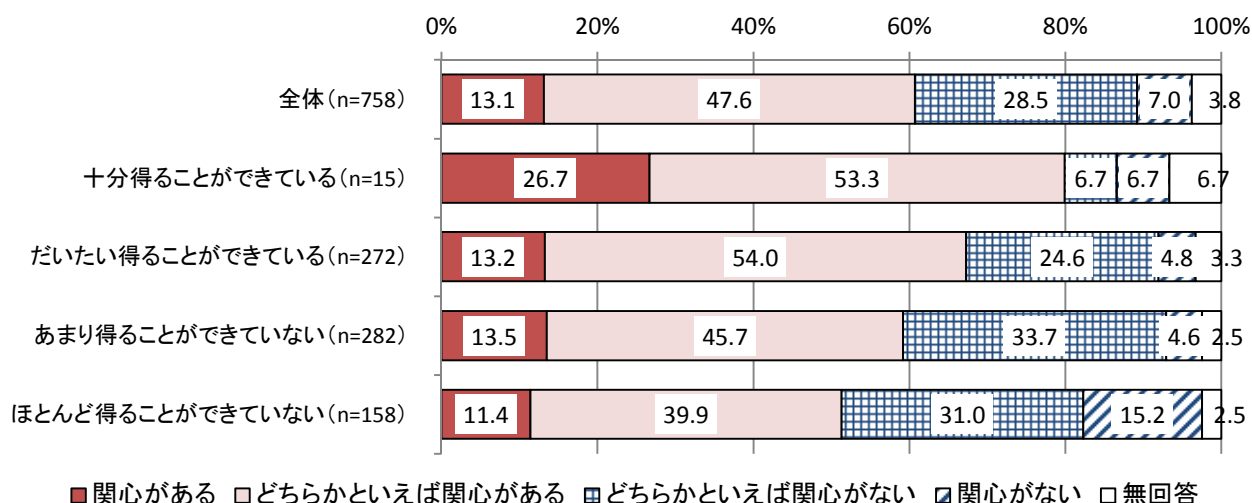
- ・『精神障がいのある人』や『ひきこもりの人』、『知的障がいのある人』『小学校入学前の子ども』『認知症の人』と同居している人は、自殺問題への関心度が高い傾向があります。
- ・一方で、同居者が『いずれもない』人は、自殺問題への関心度が低くなっています。

【8-11 同居者と自殺問題への関心度の関係】

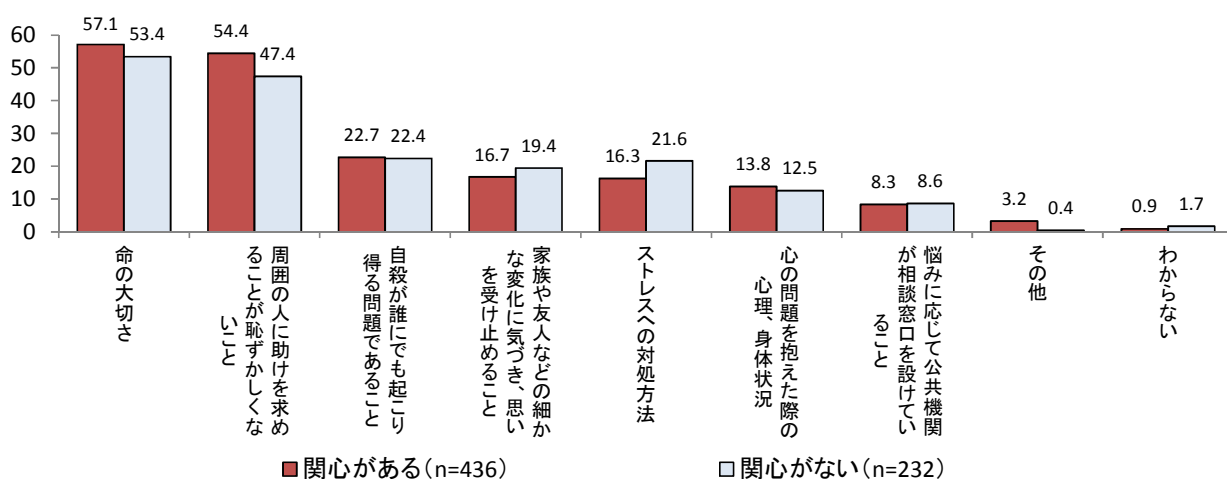


- ・福祉情報を十分に得ている人ほど、自殺問題への関心度（「十分得ることができている」と「だいたい得ることができている」）が高い傾向にあります。
- ・自殺問題への関心に関わらず、「命の大切さ」や「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」を児童・生徒が学ぶべきことという回答が多くなっています。

【8-12 福祉情報の受取状況と自殺への関心度】

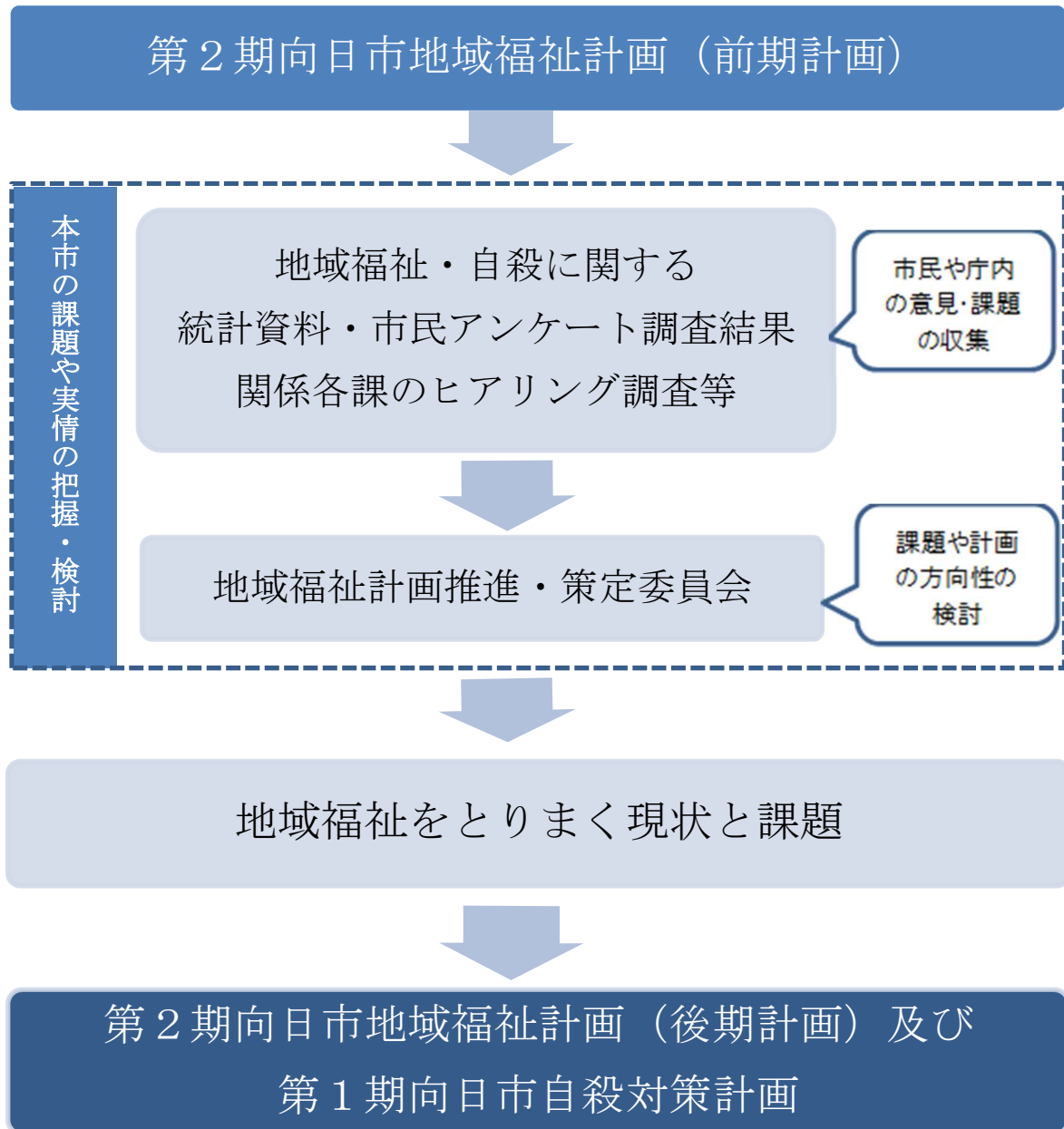


【8-13 自殺問題に対して児童・生徒が学ぶべきこと（自殺問題への関心度別）】



9 地域福祉をとりまく現状と課題

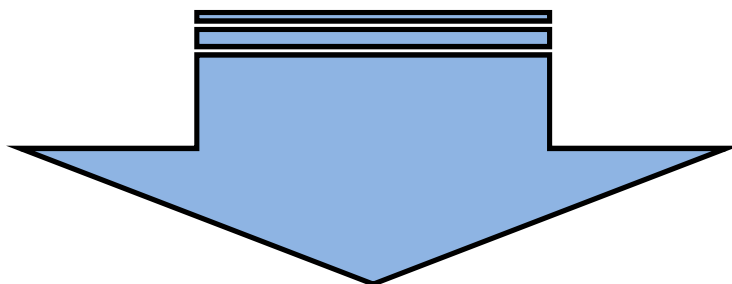
統計資料や市民アンケート調査結果からみる本市の現状と課題をとりまとめるとともに、現在の取組状況について関係各課にヒアリングを実施し、向日市地域福祉計画推進・策定委員会での意見を踏まえ、両計画を策定するにあたっての取り組むべき課題や計画の方向性を導き出します。



(1) 地域福祉計画

【 統計資料からみる現状と課題 】

- ・ 出生数や転入者が減少傾向にある。
- ・ 人口の将来推計では、人口減少が予想されている。
- ・ 高齢化率のさらなる上昇と生産年齢人口の減少が予想されている。
- ・ 世帯数は増加しているが、平均世帯人数は減少傾向にある。
- ・ 高齢者のいる世帯の割合や高齢者の単独世帯の割合が増加している。
- ・ 要介護（要支援）認定者等の支援を必要とする人が増加傾向にある。
- ・ 老人クラブへの加入者数が減少し、60 歳以上でのコミュニティ離れが懸念される。
- ・ 被保護世帯及び被保護人員数が増加傾向にある。
- ・ 地域包括支援センターへの相談が年間 1 万件以上あり、内容も多様化・複雑化している。
- ・ 障がい者地域生活支援センターの相談支援件数は、平成 27 年度から令和元年度にかけて、2.5 倍へと増加している。
- ・ 子育て支援センター事業や家庭児童相談室への相談も、平成 27 年度から令和元年度にかけて、約 1.6 倍に増加している。
- ・ 児童虐待件数も、平成 27 年度から令和元年度にかけて、約 1.7 倍に増加している。



地域の希薄化

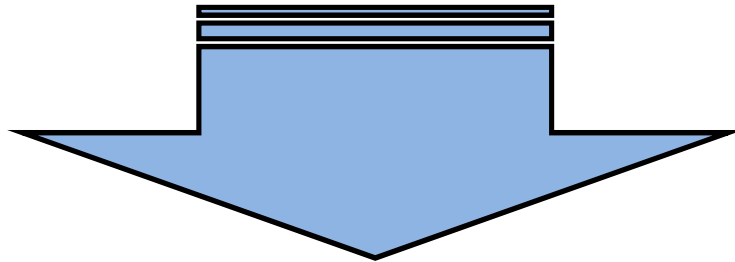
- ・ 総人口や生産年齢人口の減少が予想される
- ・ 平均世帯人数が減少し、核家族化が進んでいる
- ・ コミュニティ離れの進行が懸念される

相談支援体制の 継続・強化

- ・ 相談件数が増加傾向にある事業が多く、これまでの取り組みを継続することが求められる
- ・ 支援を必要とする人が増加しており、支援体制の更なる強化が重要

【 市民アンケート調査結果からみる現状と課題 】

- 地域との関わりについて
若い人ほど、「近所付き合い」を「あいさつをする程度」に留めたい意向の人が多い。
⇒今後より一層住民間の関係が希薄化することが推察される。
- 地域福祉活動について
「現在参加しているが、今後は参加したくない」人が 17.3%
「現在参加しておらず、今後も参加したくない」人が 29.9%
⇒およそ半数の 47.2%の人が地域活動への参加に否定的。
特に、若い世代が参加に否定的な傾向にある。
- 福祉活動への参加理由について
「関心があった活動」については、継続意向が高いものの、
「誘いを断れなかったから」という活動は、活動への継続意向が低い。
⇒福祉活動に対して、どうやって関心をもってもらうかが重要となる。
- 地域福祉活動の拠点や情報源について
「あまり得ることができていない」人が 37.2%
「ほとんど得ることができていない」人が 20.8%
⇒半数以上の人が情報を十分に得ることができていない。
- 地域での支え合いや手助けについて
「支援したいが、何をすればいいのかわからない」が 27.9%
⇒地域において何らかの役割を担うことができる・意欲がある人は少なくない
しかし、その人に十分な情報が届いていない可能性がある。



地域福祉活動への 参加意向低下

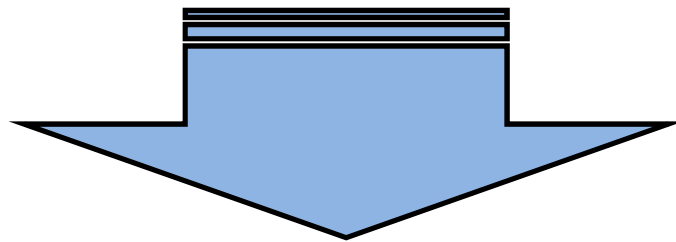
- 若年層ほど、地域との関わりを求めない人が多く、地域の希薄化の進行が懸念される
- 地域福祉活動に興味・関心がない人が多く、活動に対する継続意向も低い

情報発信の強化

- 地域の担い手と成りうる人に、地域福祉活動に関する情報が十分に届いていない
- 地域福祉活動に対する興味・関心を持ってもらえるような工夫が必要

【 関係各課へのヒアリング結果や策定委員会の意見からみる現状と課題 】

- ・ 訪問活動等による見守り支援においては、支援を必要とする人が急増しており、相談も多様化・複雑化している。
- ・ 介護予防、日常生活支援総合事業においては、外出支援のニーズが高いなど、ニーズに合ったサービスが求められている。
- ・ 日常生活自立支援事業の新規相談件数が増加している。
- ・ ボランティア活動においては、定年後も働いている方が多く、確保が困難になっている。
- ・ 自治会や地域での活動について、若年層がメリットを感じず、参加しなくなるなど、さらに地域の希薄化が進行することが懸念される。
- ・ 子どもの頃から地域福祉活動への参加意識を醸成することが、社会を変えるために必要。
- ・ 企業の福祉活動への参加を促し、地域や関係機関と連携することが重要になる。
- ・ 地域の取組みを積極的に情報発信し、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すことが必要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、市民生活への影響が出ている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、悪徳商法・インターネット関連トラブル等の相談増加。



市民の抱える問題の 多様化・複雑化

- ・ 支援を必要とする人が増加し、それに伴い相談件数も大幅に増加
- ・ 相談内容が多様化・複雑化し、同時に複数の問題を抱える世帯の方が増加している
- ・ これまでの相談・支援体制を継続するとともに、関係機関との更なる連携強化が求められる
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症の影響で市民生活への影響が出ている

情報発信の強化

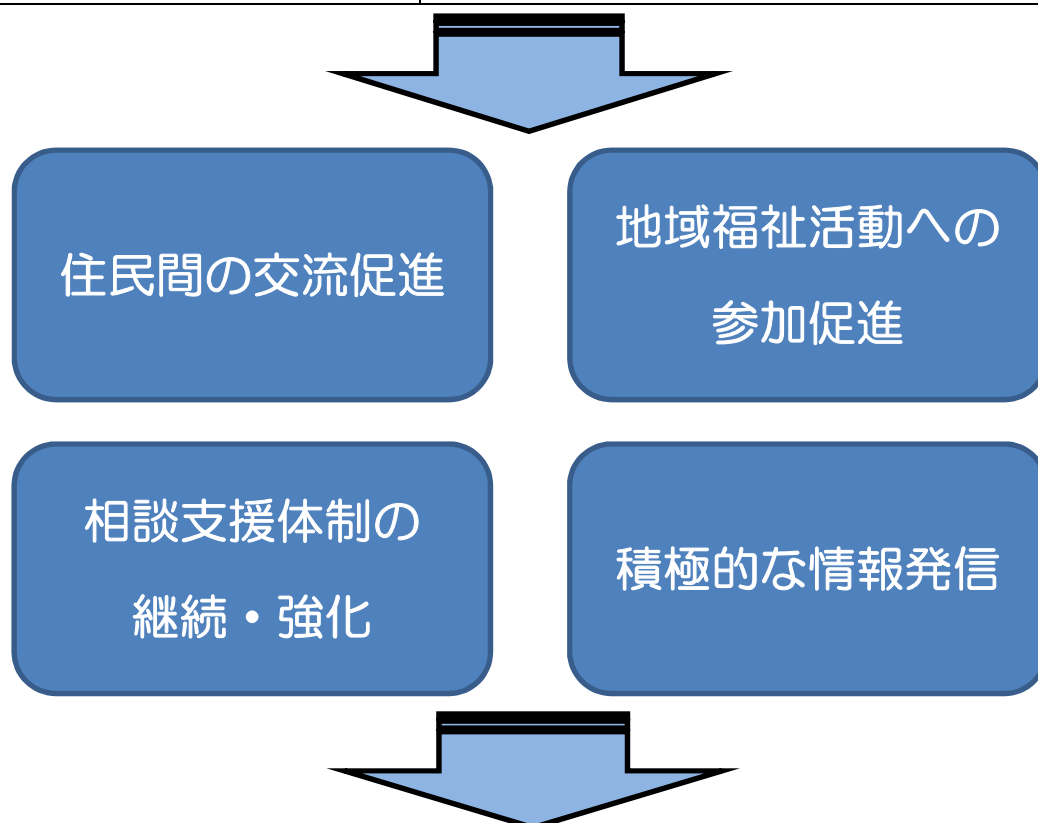
- ・ 積極的な地域福祉活動に関する情報を発信することで、地域福祉活動に興味・関心を持ってもらうことが必要
- ・ 地域福祉活動の担い手となる人の裾野を広げるためにも、情報発信を継続的に行うことが重要

●地域福祉計画における課題への対応

前期計画における基本目標に対して、統計資料や市民アンケート調査結果から抽出された課題を照らし合わせ、後期計画の取組みへと反映させていきます。

【 前期計画 】

基本目標	施策の方針
基本目標 1 地域での支え合いの推進	(1) 地域とつながるきっかけ・顔の見える関係づくり (2) 見守り・支え合い活動の推進
基本目標 2 地域福祉活動を推進する仕組みの強化	(1) 福祉を学び、知る機会の充実 (2) 地域活動・ボランティア活動の充実 (3) 地域福祉活動団体と行政の横のつながりの強化
基本目標 3 一人ひとりに合った適切なサービス利用の促進	(1) 必要な情報が手元に届く仕組みづくり (2) 関係機関の連携強化による相談支援の充実
基本目標 4 地域ぐるみの安心・安全対策の推進	(1) 虐待の防止と権利擁護の推進 (2) 安心・安全なまちづくり (3) 外出しやすい環境づくり



向日市地域福祉計画（後期計画）の
施策の方針や具体的な取組み内容に反映

(2) 自殺対策計画

【 統計資料からみる現状 】

- ・自殺者数は、直近 10 年間で 89 人に上り、毎年増減を繰り返している。
- ・直近 10 年間の男女の内訳は、男性が 61 人、女性が 28 人。男性が、68.5%を占めている。
- ・直近 10 年間の年代別・性別の自殺者数をみると、40～49 歳男性が 17 人と最も多い。
40～49 歳男性の自殺者数は、全体の 19.1%。女性は、60 歳～69 歳が 8 人と最も多い。
- ・60 歳以上の自殺者数は、全体の自殺者数の 43.8%を占めている。
- ・「同居人あり」の自殺者数が、「同居人なし」の自殺者数の 2 倍以上の数となっている。
- ・有職者の自殺者が、全体の 38.2%を占める。

【 市民アンケート調査結果からみる現状】

- ・同居者に、「ひきこもりの人」、「精神障がいのある人」、「小学校入学前の子ども」、「認知症の人」、「知的障がいのある人」がいる人は、自殺問題への関心が高い傾向にある。
- ・福祉情報を十分に得ている人ほど、自殺問題への関心度が高い傾向にある。
- ・自殺問題に対して、児童・生徒が学ぶべきこととして、関心の有無に関係なく、「命の大切さ」や「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」と回答している人が多い。

【 関係各課へのヒアリング結果や策定委員会の意見からみる現状と課題 】

- ・地域包括支援センターでも、高齢者の抱える問題が変化してきていると感じている。
高齢者の抱える問題や自殺リスク等を見極め、関係機関が連携し、対応していくことが重要
- ・高齢者は、身体の衰えによる健康問題や、老々介護による負担、経済的な問題を抱えることで、生活をおくることに不安が生じることが考えられる。
- ・自殺についての相談は、電話窓口にすることをためらう人もいると思う。プライバシーの問題はあるが、当事者の生の声を届くようにすることが必要ではないか。



必要な取組

- ・関係機関が相互に連携し、対応を図る地域ネットワークの強化が必要
- ・自殺に対する関心や意識を醸成させ、思い悩む人の出すサインや自殺リスクに気づき、早期発見することができる人材を育成することが重要
- ・誰もが追い込まれない社会を作るためには、生きることの阻害要因を減らすことや、生きることの促進要因を増やすことが求められる
- ・悩みや不安を気軽に共有・相談できる場の提供
- ・相談窓口の周知など、適切な情報発信が求められる

●自殺対策における必要な取組への対応

統計資料や市民アンケート調査結果等からみた本市の現状や傾向から必要な取組を検証し、自殺対策計画の基本目標へと反映させていきます。

必要な取組１ 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、健康問題・経済問題・生活問題等、他分野にわたる問題があるため、特定の部署・団体のみで対応することが困難です。本市の自殺の実態に即して、行政、地域団体、保健、医療、福祉、市民がお互いに協力しながら、ネットワークで総合的に自殺対策に取り組むことが必要です。

必要な取組２ 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を進めるにあたっては、様々な悩みや不安、生活上の困難を抱える人に対しての「気づき」が重要であり、一人ひとりが抱える課題に気づくことができる人材を育成することが必要です。

必要な取組３ 情報提供の充実

「自殺は個人の問題であり、予防できない」といった自殺に対する誤った考え方や偏見を取り除き、生活の中で悩みや不安を抱え、精神的に追い詰められたときに誰かに助けを求めるという考え方を普及させることが重要です。

必要な取組４ 生きることの促進

自殺対策において、一人ひとりが抱える悩みや不安等、自殺に追い込まれてしまう原因となる「生きることの阻害要因」を減少させる取組みだけでなく、地域での居場所づくりや生きがいづくり等「生きることの促進要因」を増やしていく取組みが重要です。

第3章 第2期向日市地域福祉計画（後期計画）

1 基本目標

第2期地域福祉計画の後期計画においても、前期計画における考え方（基本理念・基本目標）を引き継ぎ、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念のもと、4つの基本目標である「地域での支え合いの推進」、「地域福祉活動を推進する仕組みの強化」、「一人ひとりに合った適切なサービス利用の促進」、「地域ぐるみの安心・安全対策の推進」に取り組みます。

また、第2章で抽出された「住民間の交流促進」や「地域福祉活動への参加促進」、「相談支援体制の継続・強化」、「積極的な情報発信」といった本市の現状を踏まえた課題を、具体的な取組みへと反映させることで、前期計画からの将来像である「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」の実現を目指します。

【 基本目標 】

1 地域での支え合いの推進

2 地域福祉活動を推進する仕組みの強化

3 一人ひとりに合った適切なサービス利用の促進

4 地域ぐるみの安心・安全対策の推進

基本目標 1 地域での支え合いの推進

地域福祉を推進するためには、誰でも支援が必要となりうることや、人に支えられながら生活していることを理解し、互いに尊重し、支えあうことが重要です。

一人ひとりが地域社会を構成する一員として、地域での助け合い、支えあうことのできる仕組みづくりを推進するとともに、支えあう関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すことで住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保を進めます。

また、本市における様々な活動に関して情報発信を行うとともに、地域や活動に関心が少ない人、活動に関わる可能性がある人など、幅広く情報を活用してもらえるための情報発信の方法の検討等、積極的に PR をしてまいります。

基本目標 2 地域福祉活動を推進する仕組みの強化

地域での支え合いなどを推進していくためには、活動への新たな参加者を増やし、一人ひとりができる範囲で活動に参加することにより、様々な地域福祉活動を継続・発展させていくことが重要です。

そのため、地域福祉活動への新たな参加者を増やすためのきっかけづくりや、地域福祉に関わるボランティア活動・市民活動への支援を通じて、地域福祉活動を推進する仕組みの強化を目指します。

基本目標 3 一人ひとりに合った適切なサービス利用の促進

一人ひとりが地域で自立した生活を送れるようにするためには、市民それぞれに合った適切なサービスの利用を促進することが必要です。

福祉サービスに関する市民からの相談件数は、年々増加傾向しており、相談内容も多様化・複雑化しています。同時に、複数の問題を抱える市民も多いことから、これまでの相談支援体制を継続・強化するとともに、関係機関と連携を図りながら、包括的・総合的な支援体制の構築を目指します。

基本目標 4 地域ぐるみの安心・安全対策の推進

地域で安心して暮らすためには、外出や交流しやすい環境を整備するとともに、災害時の支援など地域における見守りや支え合いの体制づくりが必要です。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、外出時など地域で安心して生活できる環境づくり、災害時の助け合いにつながるまちづくりを推進するとともに、新型コロナウイルス等の感染症対策についても周知・啓発に努め、安心・安全なまちづくりに取り組みます。

2 施策の体系

基本目標1 地域での支え合いの推進		
	(1) 地域とつながるきっかけ・顔が見える関係づくり	
	①自治会への加入促進	
	②地域の居場所・集いの場づくり	
	(2) 見守り・支え合い活動の推進	
	①地域における情報交換・意見交換の場の充実	
	②地域における見守りの促進	
	③地域における生活活動等	
	(3) 地域の魅力等の広報・PRの推進	
	①積極的な広報・PRの実施	新設
	②地域における情報発信の充実	
基本目標2 地域福祉活動を推進する仕組みの強化		
	(1) 福祉を学び、知る機会の充実	
	①地域福祉活動に関する啓発・交流の促進	
	②要支援者に対する理解の促進	
	(2) 地域活動・ボランティア活動の充実	
	①ボランティアや地域活動への参加の促進	
	②地域福祉活動の人材の発掘	
	③地域活動拠点の確保	
	(3) 地域福祉活動団体と行政の横のつながりの強化	
	①地域福祉活動団体等の連携の支援	
	②地域包括ケアシステムの強化	
基本目標3 一人ひとりに合った適切なサービス利用の促進		
	(1) 必要な情報が手元に届く仕組みづくり	
	①伝わりやすさに配慮した情報提供	
	(2) 関係機関の連携強化による相談支援の充実	
	①相談窓口の周知	
	②相談機関ネットワークの強化	
	③生活課題・地域ニーズの把握と自立支援	
		変更
基本目標4 地域ぐるみの安心・安全対策の推進		
	(1) 虐待の防止と権利擁護の推進	
	①虐待防止・早期対応	
	②権利擁護事業の推進	
	(2) 安心・安全なまちづくり	
	①「災害時避難行動要支援者名簿」への登録促進	
	②消費者被害防止対策の推進	

3 施策の展開

基本目標1 地域での支え合いの推進

(1) 地域とつながるきっかけ・顔が見える関係づくり

少子高齢化や核家族化、一人暮らし世帯の増加は依然と進んでおり、また、個人の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、特に若い世代が地域の活動に無関心であるなど、住民間の関わりが少なくなっています。

また、本市には各地域で多数の自治会が組織されており、お互いに助け合いながら、住みよいまちづくりのために活動されているものの、自治会への加入率の減少が続いている状況です。

地域のつながりの希薄化が進む中、住民同士の支え合いや助け合いを通じて、地域に住む人々が課題の解決に向けて協力するためには、「顔が見える関係づくり」が最初に必要となります。

①自治会への加入促進

- ・加入率が低下している要因や自治会に対する市民のニーズの把握に努めながら、自治会への加入を促進する効果的なPR方法について検討をしていきます。

施策・事業	内容・方針
自治会への加入促進	○自治会への加入促進について、広報むこうやホームページ等で啓発を図るとともに、転入届等の手続きの際に、自治会加入案内等のチラシを配布するなどの取組みを行います。

②地域の居場所・集いの場づくり

- ・地域の人たちが誰でも気軽に集まり、交流できる場や機会の充実を支援し、誰もが参加したくなるような交流の場づくりを進めます。

施策・事業	内容・方針
地域健康塾の実施	○高齢者が地域で気軽に健康づくりに取り組むことのできるよう、公民館やコミュニティセンターなどで地域健康塾を実施し、参加者同士の交流を促進します。
子育て世帯の集いの場づくり	○子育て世帯が集まり、相互交流が行える地域子育て支援拠点や、子育てについての相談や情報提供、助言を行う利用者支援事業など内容の充実に努めます。 ○子育て支援拠点や公民館、園庭開放、遊びの広場などを活用し、気軽に楽しく遊べる場を提供します。
ふれあいサロンへの支援	○公民館や集会所などを拠点として開催されている「ふれあいサロン」は、高齢者の生きがいと介護予防（健康づくり）などのために、参加者同士で企画・運営し、茶話会やレクリエーション等を行います。今後も地域住民による主体的な活動が活発になるよう支援します。【市社協との連携】
福祉施設の地域への開放や地域住民との交流促進	○施設利用者や職員の地域行事への参加をはじめ、施設での行事に地域住民が参加するなど、施設と地域との相互交流の促進について、市として協力を呼びかけます。
認知症カフェの実施	○認知症が心配な方などを対象にした集いの場を提供し、家に閉じこもりがちな方等に参加者同士の交流の場を提供します。

拡
充

（２）見守り・支え合い活動の推進

認知症や一人暮らしの高齢者など、日常生活において支援を必要とする人が増加しており、介護保険等のサービス基盤の充実を図ってきました。公的サービスによる支援はもちろん重要ですが、市民アンケートでは、「身近な人に見守りや声掛け、手助けをしてほしい」との意見も多くみられました。引き続き、各種サービスにより地域での生活を支援するとともに、地域に住む様々な人と協力して身近な地域における声かけや見守り、支え合いを行うことが必要です。

①地域における情報交換・意見交換の場の充実

- ・地域の課題だけでなく、地域の魅力についても、住民同士で気軽に話をし、その情報交換ができる場を充実します。

施策・事業	内容・方針
井戸端会議の開催支援	○より多くの人が地域に関心を持っていただけるよう、向日市民生児童委員連絡協議会の活動内容についての情報提供や会場の確保などの支援に努めます。

②地域における見守りの促進

- ・支援を必要とする人が、地域の中で孤立することなく、いきいきと暮らしていけるよう、地域での見守り体制の充実を図ります。

施策・事業	内容・方針
訪問活動等による見守り支援	○地域包括支援センターによる訪問などにより、個々の事情に応じた相談を行うとともに必要とされる福祉サービスに結びつけることで、高齢者等を適切に見守り、支援につなげます。
高齢者見守りネットワークの充実	○高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援を行う「高齢者見守りネットワーク」の構築を進め、協力機関を増やすことでネットワークの充実に努めます。 ○地域包括支援センター、民生児童委員、各地区社会福祉協議会、老人クラブやボランティア団体などとの連携を強化し、高齢者に身近な地域での見守りのネットワークづくりに努めます。
児童虐待通告窓口の周知	○児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の近隣者からの通告窓口（市及び児童相談所）について、広報等周知に努めます。
福祉活動の支援	○自治会単位でのご近所の顔の見える関係を構築していくために、高齢者世帯のゴミ出しや訪問活動など必要な支援、見守りを行ってられる地域サポーター等と連携を図りながら、地域で支え合う福祉活動を支援します。【市社協との連携】

変更
拡充

③地域における生活活動等

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、何らかの支援が必要な方を地域で支え合える環境づくりに取り組みます。

施策・事業	内容・方針
介護予防・日常生活支援 総合事業の充実	○地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、利用実績や市民・事業者の皆さまからの意見をもとに、事業を評価・検証するとともに、国・府の動向を踏まえ、本市にあった介護予防・日常生活支援事業の充実に努めます。
ご近所福祉活動への支援	○身近な地域における助け合い活動をさらに活性化するため、引き続き、困ったときに頼りになる隣近所を大切に「ご近所福祉」活動を支援します。【市社協との連携】
在宅サービス・生活支援 の推進	○買物や調理が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、安否確認を兼ねた配食サービスを引き続き実施します。 ○一人暮らし高齢者などを対象に日常生活用具の給付・貸与を行います。

変更
拡充

拡
充

（３）地域の魅力等の広報・PRの推進

新設

地域の魅力や様々な活動は、市民にも十分に知られていないとの意見も多く、魅力ある活動や本市の特徴を効果的に情報発信するための方策が必要です。

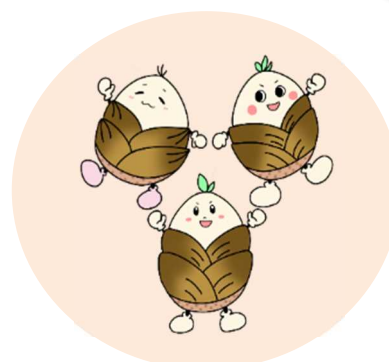
①積極的な広報・PRの実施

- ・地域の関心を持っていただけるように工夫しながら、特に、転入者や若年世帯など、近所づきあいや地域と関わりの少ない市民が、地域に関心をもちやすいように、地域の魅力等の広報・PRを進めます。

施策・事業	内容・方針
広報むこうやホームページ等による情報提供	○地域の特徴や魅力、各地域の祭りや行事などについて広報むこうやホームページ、SNS等を活用し、向日市を「ふるさと」として愛着と誇りを深められるように情報を発信します
「向日市いいところPR隊 たけのこりん」による情報発信の充実	○イベント等に「向日市いいところPR隊 たけのこりん」が参加し、子どもたちや若年世帯がイベントへ参加するきっかけをつくることで、地域に関心を持ち、地域との関わる機会を増加させることを目指します。

拡
充

「向日市いいところPR隊 たけのこりん」



基本目標２ 地域福祉活動を推進する仕組みの強化

（１）福祉を学び、知る機会の充実

地域に愛着を持ち、地域に住む一人ひとりができることを広げていくためには、福祉に関することを学び、体験できる環境が重要であり、また、人々と交流することができる場が必要です。

①地域福祉活動に関する啓発・交流の促進

- ・地域活動に関する情報の収集、団体や地域福祉活動に関わる魅力を発信するとともに、地域の交流を促進していきます。

施策・事業	内容・方針
地域福祉に関する情報提供	○広報むこうやホームページにおいて、地域福祉に関する行事、研修会、講演会などの情報提供を行います。
イベント等の活用	○向日市まつりなどの全市的なイベントにおいて、地域福祉に関するパネル展示やブースを設置するなど、啓発を行います。 ○市民協働センター「かけはし」の登録団体による活動PRなど、行事や講座等を活用し、地域福祉に関する情報の発信や活動事例の紹介を積極的に行います。
地域福祉活動に関する理解の促進	○社協まつりなどの交流イベントにより地域福祉活動への必要性について理解を深め合う取組みを支援します。【市社協との連携】 ○地域で実施する福祉・ボランティア学習の取組みに出前講座の実施や福祉講演会を開催し、福祉を学ぶきっかけづくりに取り組みます。【市社協との連携】

②要支援者に対する理解の促進

- ・福祉や人権に関する学習プログラムの充実を図るとともに、要支援者への理解の促進を図ります。

施策・事業	内容・方針
人権に対する理解の促進	○「第２次向日市人権教育・啓発推進計画」及び「障害者差別解消法」の理念を啓発するとともに、障がい者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などをなくす心のバリアフリー化の推進に努めます。
小・中学校における福祉学習	○福祉や人権に関する学習プログラムの取組により、自尊心の向上や思いやりの心を育む学習・教育の機会の充実を図ります。
認知症に対する理解の促進	○認知症の高齢者等とその家族を支えるため、認知症地域支援推進員等を活用し、認知症に対する理解を深め、予防、早期発見、ケアなどに繋がることを目的とした認知症サポーターを養成し、活動の場をマッチングするなど、一層の理解の普及に努めます。
認知症高齢者等の見守り活動の促進	○認知症の高齢者等の症状の悪化や徘徊時など、支援が必要なときに迅速に対応できるよう、認知症地域支援推進員を通して地域住民による見守り活動と関係機関との連絡体制の確立を推進します。【市社協との連携】
手話への理解促進・普及	○手話マンガの配布や手話動画の配信等を行い、手話への理解促進・普及に努めます。

変更
拡充

拡
充

（２）地域活動・ボランティア活動の充実

本市において、様々なボランティア団体や市民活動団体が、地域福祉活動を行っていますが、その活動を今後も継続し、また、活動の範囲を広げ、充実するためには、担い手の確保や活動の場づくりと活動を多くの人に知ってもらう機会が必要です。

①ボランティアや地域活動への参加の促進

- ・市の「市民協働センター」や市社協の「ボランティア活動センター」等により、現在行われている活動の継続・発展を支援します。また、市民がボランティア活動などに気軽に参加し、活動内容を知ることのできる機会を設けます。

施策・事業	内容・方針
市民協働センター「かけはし」による取組み	○市民との協働によるまちづくりを推進するため、活動支援講座や登録団体の交流やミーティング場所の提供などにより、活動団体間の情報交換や交流の促進に取り組みます。
ファミリーサポートセンターの相互援助活動の推進	○子育てに関し援助を行いたい会員（援助会員）を養成し、地域での子育ての支援を必要とする会員（依頼会員）との相互援助活動を推進します。
向日市社協ボランティア活動センターへの支援	○ボランティアや地域活動への参加を促進するため、ボランティア活動センターにおける各種講座の開催などを支援します。 【市社協との連携】

②地域福祉活動の人材の発掘

- ・講習会や研修会等を通じて、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや担い手の発掘などに努めます。
- ・地域福祉活動に意欲・関心を持ちながらも、参加していない潜在的な地域福祉活動の担い手を掘り起こし、参加を呼びかけます。

施策・事業	内容・方針
リーダーや担い手の育成	○講習会や研修会等を通じ、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成を進めます。 ○福祉活動に関心をもつ市民のスキルアップなどを図り、新たな担い手の確保を進めます。
ボランティア登録の促進	○ボランティア活動の裾野を広げるため、様々な分野のボランティア登録の促進を支援します。【市社協との連携】

③地域活動拠点の確保

- ・ボランティア活動が円滑に行われるよう地域活動拠点の確保に向け支援を行います。

施策・事業	内容・方針
地域活動拠点の確保	○地区公民館・コミュニティセンターに加え、福祉会館内の福祉団体活動拠点を充実させ、利用しやすい環境づくりに努めます。 ○ボランティア団体やNPO等の活動を促進するため、福祉会館の会議室等を活動の場として活用できるよう支援します。 【市社協との連携】

(3) 地域福祉活動団体と行政との横のつながりの強化

市内には、自治会や地区社会福祉協議会などの組織と、ボランティア団体やNPOなどの団体があり、それぞれの地域課題に応じた活動や各団体の目的に応じた活動をしています。

これらの活動をさらに推進していくためには、各活動に対する支援を行うとともに、地域という共通の場で、情報交換をはじめとした地域福祉活動に関わる人や団体間での連携が重要です。

①地域福祉活動団体等の連携の支援

- ・自治会や福祉活動団体など、地域でのそれぞれの活動や課題を知り、情報交換し合える場を提供します。
- ・民生委員・児童委員などの地域福祉活動者や、自治会、老人クラブなどの活動団体間の交流や情報交換などの連携を支援します。

施策・事業	内容・方針
地域福祉懇談会の開催	○各種団体とともに地域課題について話し合う懇談会の場の充実を図ります。 ○小地域福祉活動を推進するため、自治会を単位とした懇談会を開催し、各種団体と地域福祉をテーマに意見交換を行います。
民生委員・児童委員活動の支援	○民生委員・児童委員による相談支援活動の充実を図ります。 ○ボランティア活動センターに登録している団体などと連携し、情報交換を図ります。

②地域包括ケアシステムの強化

- ・支援が必要な高齢者などが、住み慣れた地域で暮らし続けることができず環境を目指し、引き続き、地域全体で支える地域包括ケアシステムを目指します。

施策・事業	内容・方針
地域ケア会議の充実	○医療・介護等の多職種の共同により高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより地域に共通した課題を明らかにし、地域課題の解決に必要な地域づくりや資源開発等を検討し、施策に反映するよう努めます。
高齢者見守りネットワークづくり	○今後も民間事業者と見守りに関する協定を締結し、ネットワークの充実に努めます。
若年性認知症施策の連携強化	○若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のための体制整備、居場所づくり、就労、社会参加支援等の様々な分野にわたる支援に努めます。
民生委員・児童委員との連携	○高齢者の孤立防止や安否確認などを目的に、定期的な見守り活動を市社協や民生委員・児童委員と連携して取り組みます。

変更
拡充

拡
充

基本目標３ 一人ひとりに合った適切なサービス利用の促進

(１) 必要な情報が手元に届く仕組みづくり

福祉サービスに関する情報については、広報むこうや福祉のガイドブック等をはじめ、インターネットやSNS等様々な方法で多くの情報を発信します。

支援を必要とする人やその家族等が、必要な情報を得て、十分なサービスや支援を受けられるように、情報提供の仕組み作りを進めます。

①伝わりやすさに配慮した情報提供

・年齢や障がい特性など受け手に合わせた情報提供を行います。

施策・事業	内容・方針
様々な媒体を活用した情報発信	○広報むこうや回覧、掲示板、インターネット・SNSなどを活用して情報を発信します。
見やすいホームページの作成	○ホームページにおいて、サービスの利用者にとって知りたい福祉の最新情報を、見やすく、わかりやすく、発信します。
地域福祉活動の情報提供	○市民の自発的な福祉活動に対する学習機会や情報の提供を行います。
コミュニケーション支援の充実	○手話表現や要約筆記技術の修得者の養成、派遣等により、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、自立した日常生活の手助けができるよう支援します。 ○意思の疎通が困難な重度障がい者が入院した場合に、支援員を医療機関等に派遣し、入院時の意思疎通を支援します。

(２) 関係機関の連携強化による相談支援の充実

適切な相談を受けられるようにするために、民生委員・児童委員などの身近な相談者や相談窓口等の周知の徹底を図るとともに、分野を超えて情報を共有し、適切な支援ができる連携体制を強化します。

①相談窓口の周知

・民生委員・児童委員の役割等をはじめ、各相談窓口の情報について周知を図ります。

施策・事業	内容・方針
民生委員・児童委員の周知	○活動への理解を深められるよう、広報むこうやホームページにおいて民生委員・児童委員の氏名等を掲載し周知に努めます。
地域包括支援センターにおける相談	○高齢者やその家族が安心して必要なサービスを利用できるよう、地域包括支援センターにおいて、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士による相談を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。
子育て世代包括支援（子育てコンシェルジュ事業）の実施	○全ての妊婦を対象に、個別の支援プランを策定し、必要に応じて妊婦訪問や電話相談を行います。 ○安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行います。
乳児家庭の全戸訪問	○保健師や助産師が家庭訪問し、子どもの成長・発達を確認するとともに、育児の悩みや問題を早期に解決し、安定して育児ができるよう支援します。
障がい者地域生活支援センターにおける相談	○障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援等、相談支援に努めます。

変更
拡充

拡
充

②相談機関ネットワークの強化

- ・複雑かつ多様化している福祉関連情報や課題を共有できる仕組みの構築を進めます。

施策・事業	内容・方針
乙訓圏域障がい者自立支援協議会における連携	○障がいのある人が、地域で安心して暮らせるようにするために、乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、引き続き相談事業所を含めた関係機関との連携を進めます。

③生活課題・地域ニーズの把握と自立支援

- ・新型コロナウイルス等の感染症拡大など、社会情勢の変化で市民生活や地域経済は、深刻な影響を受け、生活課題や地域ニーズもその時々で変化します。各種アンケート調査のほか、地域福祉活動を通じて、生活課題や地域ニーズの把握に努めるとともに、生活困窮者の自立支援など、必要な応じた支援に取り組みます。

施策・事業	内容・方針
生活課題や地域ニーズの把握	○各種アンケート調査などにより、生活課題や地域ニーズの把握に努めます。 ○井戸端会議等の地域の人が集う機会を活用し、不安や心配ごと等の聞き取りを行います。
地域ケア会議におけるニーズ把握	○高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めるため、地域ケア会議において、ケアマネジメント支援を通じて、地域の課題を明確にします。
生活困窮者自立支援体制の強化	○生活に困窮している人への早期対応により、生活保護に至る前に適切な支援に努めます。【市社協との連携】
生活困窮者への支援	○生活相談員と就労支援員を配置し、ハローワークと連携した就労支援、住居確保給付金の利用など、生活困窮者の自立を支援する相談事業に取り組みます。【市社協との連携】

拡
充

拡
充

基本目標４ 地域ぐるみの安心・安全対策の推進

(1)虐待の防止と権利擁護の推進

高齢者や子どもへの虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）※１などを未然に防止するためには、行政と地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

認知症や高齢者等の中には、日常生活で不利益を生じる契約行為により、被害を受けられることがあります。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や市社協の日常生活自立支援事業を継続するとともに、今後も引き続き、制度の周知を図っていく必要があります。

①虐待防止・早期対応

- ・高齢者や障がい者、児童等に対する虐待防止、早期発見、早期対応に向け関係機関との連携を強化します。

施策・事業	内容・方針
地域での見守り活動	○虐待の未然防止を図るため、地域住民や民生委員・児童委員と連携し、地域での効果的な見守り活動に取り組みます。
児童虐待防止への取り組み	○オレンジリボン運動の推進や、189いちはやく（児童相談所全国共通ダイヤル）等の周知など、児童虐待に対する広報・啓発活動を推進し、児童虐待防止に向けた取組みを推進します。 ○児童相談所などの関係機関等と連携して未然防止を図るとともに、切れ目ない支援を行うなど、総合的な家庭支援を行います。 ○「向日市要保護児童対策地域ネットワーク会議」の代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を通じて、保護を要する子どもの早期発見、適切な保護に努めます。
障がい者虐待防止への取り組み	○障がい者虐待防止センター（乙訓2市1町で共同設置）を中心に、障がい者虐待防止に取り組みます。 ○障がい特性や障がいのある人が抱える生活課題等について理解促進に努めるとともに、関係機関と連携を図り、広報むこうや研修会などを通じて虐待防止に努めます。 ○虐待が発生した場合は、関係者によるコアメンバー会議を開催し、速やかに対応を行います。
高齢者虐待防止への取り組み	○地域包括支援センターが虐待防止・養護者支援の中核的機能を担い、保健・医療・福祉・介護の関係機関や担当部局による連携のもと、虐待防止と早期発見・早期対応が図れるよう、関係機関の連携や困難事例の検討、研修などに取り組みます。 ○高齢者が虐待を受けた場合などに緊急的に一時避難できる施設の確保を図ります。
子育て世代包括支援（子育てコンシェルジュ事業）等による虐待未然防止	○全ての妊婦を対象に、個別の支援プランを策定し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行うことで、虐待の未然防止に努めます。

変更
拡充

※１ DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

②権利擁護事業の推進

- ・認知症、高齢者、精神障がいや知的障がいのある人などで、サービスの利用や契約などの意思表示や決定をすることが十分にできない人たちへの支援として、成年後見制度を周知し、普及を促進します。

施策・事業	内容・方針
成年後見制度の普及・費用助成	○制度についての普及・啓発と円滑な制度利用に向けた支援を地域包括支援センターが権利擁護業務として、市と一体となって行うほか、成年後見に関する支援を専門に行う機関の設置を検討します。 ○何らかの支援が必要な身寄りのない重度の認知症の高齢者などに対し、市長による後見開始の申立てを行うとともに、申立て費用などの助成を行います。
日常生活自立支援事業の推進	○軽度の認知症の高齢者や精神障がいのある方が、個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を送るため、必要な支援を円滑に受けることができるよう関係機関と連携し、制度の活用に努めます。 【市社協との連携】

変更
拡充

(2)安心・安全なまちづくり

防災や防犯については、自治会をはじめとした地域の日頃からの活動や取組みが、いざという時に大きな力となることから、地域住民や関係機関の連携等による災害時要支援者支援対策や高齢者等の消費者被害防止対策など、地域の体制づくりが必要です。

①「災害時避難行動要支援者名簿」への登録促進

- ・災害時で万が一のときに助け合える地域づくりを進めるため、地域における要支援者の安否確認などについて、関係機関が連携できる体制づくりを促進していきます。

施策・事業	内容・方針
災害時避難行動支援者名簿への登録	○「災害時避難行動要支援者名簿」への登録を働きかけます。
要配慮者への支援	○災害時、必要に応じて市社協へ災害ボランティアセンターの設置を要請し、要配慮者へ支援を行います。【市社協との連携】

②消費者被害防止対策の推進

- ・地域や警察など関係機関との連携のもとに、消費者被害等の未然防止に努めます。

施策・事業	内容・方針
消費生活相談	○悪質商法や多重債務、訪問販売などの契約に関わるトラブルなど消費生活について相談を行います。 ○「188いやや（消費者ホットライン）」など相談機関についての周知を図ります。
出前講座	○高齢者等の消費生活についてトラブル等を防止するため出前講座等を行います。

第4章 第1期向日市自殺対策計画

1 基本目標

国は、平成28年の自殺対策基本法の改正や自殺の実態を踏まえて、平成29年に自殺総合対策大綱を閣議決定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とし、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることを目指しています。

また、京都府では、平成27年に「京都府自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策の推進に関する基本的な考え方として、「自殺の問題に関する府民の理解促進」「自殺の背景となる社会的な要因の軽減」「自殺の原因・背景に対応した支援体制の整備」を定めています。

本市においても、新たに自殺対策計画を策定するにあたり、この誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を共通認識とするとともに、地域福祉計画と自殺対策計画の共通理念である「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」のもと、第2章で本市の現状等を踏まえ抽出された4つの基本目標を設定し、共通の将来像である「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」の実現を目指します。

【 基本目標 】

1 地域におけるネットワーク強化

2 自殺対策を支える人材の育成

3 市民への啓発と周知

4 生きることの促進要因への支援

基本目標 1 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、健康問題、経済問題、生活問題等、様々な問題が複雑に関係しています。

市民が自殺に追い込まれることなく安心して生活するためには、こころの健康はもちろん、社会・経済的な視点を踏まえた包括的な取り組みが必要です。

そのためには、関連する様々な分野の施策や、関係する団体、組織が連携する必要があり、行政、地域団体、保健、医療、福祉、住民がお互いに協力しながら、ネットワークで総合的に自殺対策に取り組めます。

基本目標 2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を進めるにあたっては、様々な悩みや不安、生活上の困難を抱える人に対しての「気づき」が重要であり、一人ひとりが抱える課題に気づくことができる人材を育成することが必要です。

市民をはじめ、関係機関や団体へのゲートキーパー養成研修などを行い、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を育成し、地域での見守り体制強化に努めます。

基本目標 3 市民への啓発と周知

「自殺は個人の問題であり、予防できない」といった自殺に対する誤った考え方や偏見を取り除き、生活の中で悩みや不安を抱え、精神的に追い詰められたときに誰かに助けを求めるという考え方を普及させることが重要です。

また、自殺を考えている人の存在に気付くことや寄り添うこと、必要な専門機関につなぐことができるよう、市民への普及啓発を広く行います。

基本目標 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策において、一人ひとりが抱える悩みや不安等、自殺に追い込まれてしまう原因となる「生きることの阻害要因」を減少させる取り組みだけでなく、地域での居場所づくりや生きがいくくり等「生きることの促進要因」を増やしていく取り組みが重要です。

生活困窮者への対応や自立支援などを通じて、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることへの促進要因」を充実させるために、こころとからだの健康促進や居場所づくりなどに取り組めます。

2 施策の体系

基本目標1 地域におけるネットワークの強化	
	(1) 関係機関との連携強化
	(2) 相談支援体制の充実
基本目標2 自殺対策を支える人材の育成	
	(1) 関係団体、職員等の人材育成
基本目標3 市民への啓発と周知	
	(1) 情報提供体制の充実
	(2) 正しい知識の普及・啓発
基本目標4 生きることの促進要因への支援	
	(1) 生きがいづくりと社会参加への促進
	(2) こころとからだの健康促進・居場所づくりの促進
	(3) 生きることの阻害要因への対策

3 施策の展開

基本目標1 地域におけるネットワークの強化

(1) 情報共有体制の構築・強化

市民が自殺に追い込まれることなく安心して生活するためには、こころの健康はもちろん、社会・経済的な視点を踏まえた包括的な取り組みが必要です。

そのためには、関連する様々な分野の施策や、関係する団体、組織が連携する必要があり、医療、保健、生活、教育、労働等の関係機関のネットワークづくりと、市民と行政と関係機関の顔の見える関係づくりにより、地域全体で支える体制づくりを進めます。

施策・事業	内容・方針
庁内連携体制の構築	○相談事業や様々な調査を通じて、支援を必要とする人を見逃さないようにし、庁内で連携を図りながら支援を実施します。
民生委員・児童委員による地域の相談・支援	○民生委員・児童委員により、同じ住民という立場から気軽に相談できる地域の最初の窓口として、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげます。
包括的支援事業	○地域包括ケアシステムの拠点において、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上で役割を担う種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成につなげます。
地域包括支援センターの運営	○包括支援センター運営協議会・ケア会議の開催し、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有します。 ○自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげます。
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	○地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。 ○高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有し、高齢者向けの自殺対策について理解を深めるとともに、関係者による取組の推進を図ります。
障がい者基幹相談支援センター事業	○障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。 ○関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営します。
青少年健全育成事業	○青少年健全育成連絡協議会や、少年補導委員会、子ども会等と連携し、子どもに対する見守りの強化、問題・非行の早期発見・早期対応を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

相談窓口の充実を図り、自殺リスクを早期に発見し、適切な窓口へつなぐことが求められます。

施策・事業	内容・方針
精神保健福祉士による心の健康相談	○心の健康で悩んでおられる人に対して、毎週火曜日に専門のソーシャルワーカーが相談に応じ、心のケアを図ります。
教育相談員による教育相談	○子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面で受け付け、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います ○スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。
適応指導教室内での相談員による支援	○不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を設置し、生徒への学習・生活指導等や保護者に対する相談活動を行います。
心の相談サポーター事業	○地域内の大学で教職を目指している者や心理学等を学んでいる大学生（院生）を適応指導教室に配置し、適応指導教室や要請のあった小・中学校で不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立支援を行います。
子育て支援課・家庭児童相談室の運営	○子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行います。 ○児童虐待防止対策の充実を図ります。
家庭児童相談員設置事業	○家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置します。
障がい者虐待の対応	○障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなげます。
障がい者差別解消推進事業	○障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、市民や民間事業者等に対し周知・啓発を行います。
高齢者への総合相談事業	○高齢者に対し初期段階から継続して相談支援を行い、必要な支援を助言しネットワークの構築に努めます。 ○問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口とし、訪問等のアウトリーチ機能も有していることから生きることの包括的支援につなげます。
■こころの体温計	○ホームページに、パソコンや携帯電話でストレス状況をチェックできるメンタルチェックシステムを掲載し、現状の心の状態を手軽にチェックできるようにしています。 ○チェック後には、各種相談窓口へとつなぐことができるよう悩みに応じた相談先を掲載しています。

■こころの体温計

ホームページに、パソコンや携帯電話でストレス状況をチェックできるメンタルチェックシステムを掲載しています。現状の心の状態を手軽にチェックできるようにしており、チェック後には、適切な相談窓口へとつなぐことができるよう悩みに応じた相談先を掲載しています。



【各相談窓口：本市担当課】

相談窓口	内容・相談日時等	連絡先
心の健康相談	○心の健康で悩んでおられる方やご家族の方などに、専門のソーシャルワーカーが相談に応じます。(予約制) ○相談日時：毎週火曜（年末年始・祝日除く） 13:00～17:00	向日市障がい者支援課 予約電話（代表） 075-931-1111 FAX 075-932-0800
家庭児童相談室	○お子さんについてご心配のある方に対して、専門の相談員が相談を行います。非行、いじめ、虐待、交友関係、しつけなど、どんな相談にも応じます。 ○相談日時：月～金（年末年始・祝日除く） 9:00～16:00	向日市子育て支援課 電話番号 075-933-1199
スクールホットライン	○いじめや家庭の問題に悩む子どもや保護者を対象に電話で相談に応じます。 ○相談日時：月～金（年末年始・祝日除く） 9:00～16:00	向日市学校教育課 電話番号（直通） 075-931-6060
教育相談	○児童・生徒や保護者を対象に、「心」や「子育て」のお悩みに応えるため、臨床心理士による教育相談を実施しています。(予約制) ○相談日時：水・金（年末年始・祝日除く） 10:00～15:00	向日市学校教育課 電話番号（代表） 075-931-1111 （内線 803）

【各相談窓口：京都府等】

相談窓口	内容・相談日時等	連絡先
こころの健康相談	○専門医、精神保健福祉相談員が相談に応じます。 ○相談日時（予約制） 専門医、第 2,4 木曜 午後（年末年始・祝日除く） 精神保健福祉士等、月～金（年末年始・祝日除く） 9:00～17:00	乙訓保健所 予約電話 075-933-1154 FAX 075-932-6910
こころの相談電話	○こころの健康に関する相談を相談員がお聞きします。 相談電話では、必要に応じて関係機関の紹介や、来所 相談の予約をしています。 ○相談日時：月～金（年末年始・祝日除く） 9:00～12:00、13:00～16:00	京都府精神保健福祉 総合センター 電話番号 075-645-5155
専門相談	○こども・女性・障がい・ひきこもりに関する「専門相談」に応じています。こどもの虐待・DV に関する緊急の通報・相談は、24 時間受け付けています。 ○相談日時は、相談内容により異なりますので、まずは代表番号に電話の上ご確認ください。	京都府家庭支援総合 センター 電話番号（代表） 075-531-9600 月～金（年末年始・祝日 除く）8:30～17:15
京都府自殺ストップセンター	○うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等の深刻な悩みに対して、電話相談のほか、臨床心理士、精神保健福祉士、精神科医、司法書士、弁護士等の専門スタッフがチームとして対応します。 ○相談日時：月～金（年末年始・祝日除く） 9:00～20:00（面談相談は 9:00～17:00）	京都府自殺ストップセ ンター 電話番号 0570-783-797
京都いのちの電話	○「いのちの電話」は自殺予防を目的とし、年中無休 24 時間体制で相談電話を受け続けています。 ○相談日時：24 時間 365 日	京都いのちの電話 電話番号 075-864-4343
自殺予防いのちの電話	○毎月 10 日にフリーダイヤル（無料）の電話相談を行っています。 ○相談日時：10 日 8:00～翌日 8:00 まで	日本いのちの電話連盟 電話番号 0120-783-556

基本目標2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 関係団体、職員等の人材育成

自殺のリスクの高い人の早期発見及び早期対応ができる人材を育成することが必要です。

市民をはじめ、関係機関や団体へのゲートキーパーの養成研修を行い、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を育成し、地域での見守り体制の強化に努めます。

施策・事業	内容・方針
■ゲートキーパー養成研修	○自殺のリスクに気づき、適切に対応するための人材を確保するために、ゲートキーパーを要請するための研修を実施します。
認知症サポーター養成講座	○誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。

■ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

ゲートキーパーの役割

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることですが、そのために必要となる特別な資格はありません。地域のかかりつけの医師や保健師などをはじめ、行政や関係機関などの相談窓口、民生委員・児童委員や保健推進委員、ボランティア、家族や同僚、友人といった様々な立場の人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。各々の領域によって求められる役割は異なりますが、ポイントとなる主な要素は「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」です。

気 づ き

家族や仲間の変化に気づいて、声をかけます。



傾 聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾けます。



ゲートキーパーの役割

早めに専門家に相談するよう促します。

つ な ぎ



温かく寄り添いながら、じっくりと見守ります。

見 守 り



基本目標3 市民への啓発と周知

(1) 情報提供体制の充実

支援を必要とする人及び支える人々が、必要な情報を得られるように広報むこうやホームページ、SNS等様々な方法で多くの情報を発信するとともに、自殺対策強化月間、自殺予防週間に啓発を図ることで、命の大切さや自殺対策に対する市民の意識醸成を図ります。

施策・事業	内容・方針
多様な媒体での情報提供	○広報紙やホームページ、フェイスブック、LINE、Instagram等を活用し、自殺に関する知識や相談先に関する情報を発信します。
自殺対策強化月間、自殺予防週間の啓発	○自殺対策強化月間や自殺予防週間に、図書館で自殺対策（生きることの包括的な支援）関連するの図書を展示するなど、市民への正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 正しい知識の普及・啓発

住民へ自殺に関する正しい知識や自殺対策の取組を周知することで、自殺に対する意識の向上を図ります。

施策・事業	内容・方針
人権啓発事業	○人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現に向けて、人権教育・啓発に努めます。
自殺予防啓発リーフレット配布事業	○若年層に向けて、成人式等で自殺予防の啓発リーフレットを配布し、正しい知識の普及や自殺対策に関する意識の醸成を図ります。
指導主事学校訪問	○指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う際に、SOSの出し方教育を行います。

基本目標4 生きることの促進要因への支援

(1) 生きがいづくりと社会参加への促進

生きがい活動や就労、地域での活躍の場づくりに努めることで、「生きることの促進要因」を増やすことを促します。

施策・事業	内容・方針
高齢者の多様な交流の場の支援	○身近な健康づくりや世代間交流、仲間づくり、サークル活動を支援するため、老人福祉センターにおいて、それぞれの特徴を生かした取り組みを推進するとともに、各地域で展開されているサロン活動が身近な世代間交流の場となるよう、多世代の参加を促進します。 ○老人クラブ活動の活性化に向けて、高齢者の生きがい活動・社会参加促進に向けて、クラブの主体性を尊重しながら、老人クラブの活動を支援します。
高齢者の社会参加への支援	○向日市シルバー人材センターの会員数の拡大や就業機会の確保、ボランティア活動を通じた社会貢献など、高齢者の生きがい活動・社会参加・就労や活躍の場づくりを促進するため、シルバー人材センター事業の支援に努めます。
生涯学習活動の支援	○高齢者のニーズに対応した学習機会の充実に努めるとともに、市民の皆さまが生涯にわたって学び続けることができるよう、高齢者の自主的・主体的な学習活動を支援していきます。

(2) こころとからだの健康促進

こころとからだの健康を促進することで、一人ひとりが抱える悩みや不安に対して、安心できる環境づくりに努めます。

施策・事業	内容・方針
心の相談サポーター事業	○地域内の大学で教職を目指している者や心理学等を学んでいる大学生(院生)を適応指導教室に配置し、適応指導教室や要請のあった小・中学校で不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立支援を行います。
あんしんホットライン事業	○電話回線を利用して急病時等における緊急通報が、専門スタッフが24時間常在するコールセンターにつながります。 ○専門スタッフが健康状態の相談等に応じ、高齢者の不安軽減に努めます。
地域健康塾の実施	○高齢者が地域で気軽に健康づくりに取り組むことのできるよう、公民館やコミュニティセンターなどで地域健康塾を実施し、参加者同士の交流を促進します。
子育て世帯の集いの場づくり	○子育て世帯が集まり、相互交流が行える地域子育て支援拠点や、子育てについての相談や情報提供、助言を行う利用者支援事業など内容の充実に努めます。 ○子育て支援拠点や公民館、園庭開放、遊びの広場などを活用し、気軽に楽しく遊べる場を提供します。

ふれあいサロンへの支援	○公民館や集会所などを拠点として開催されている「ふれあいサロン」は、高齢者の生きがいと介護予防（健康づくり）などのために、参加者同士で企画・運営し、茶話会やレクリエーション等を行います。今後も地域住民による主体的な活動が活発になるよう支援します。【市社協との連携】
福祉施設の地域への開放や地域住民との交流促進	○施設利用者や職員の地域行事への参加をはじめ、施設での行事に地域住民が参加するなど、施設と地域との相互交流の促進について、市として協力を呼びかけます。
認知症カフェの開催	○認知症が心配な方などを対象にした集いの場を提供し、家に閉じこもりがちな方等に参加者同士の交流の場を提供します。 ○家族の悩みや心配事を専門スタッフに個別で相談が可能とし、認知症支援者の支え合いを推進します。

（３）生きることの阻害要因への対策

経済的支援や生活支援立を通じて、経済問題・生活問題といった「生きることの阻害要因」にする悩みや不安の軽減を図ります。

施策・事業	内容・方針
生活困窮者自立支援体制の強化	○生活に困窮している人への早期対応により、生活保護に至る前に適切な支援に努めます。【市社協との連携】
生活困窮者への支援	○生活相談員と就労支援員を配置し、ハローワークと連携した就労支援、住居確保給付金の利用など、生活困窮者の自立を支援する相談事業に取り組みます。【市社協との連携】
就学援助	○経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。
母子家庭等自立支援給付金事業	○自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給します。 ○高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	○20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。
母子生活支援施設措置費	○配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援します。
高齢者等買い物困難者対策	○高齢者等の買い物困難者に対する支援策（配食サービス事業）を検討する。 ○配食サービス事業を通して、高齢者とコミュニケーションをとり、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に努めます。

資料編

1. 向日市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱
2. 向日市地域福祉計画策定・推進委員会名簿

1. 向日市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第35号）に基づく向日市地域福祉計画を市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映して策定し、推進するため、向日市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 向日市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 向日市地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員会の同意を得て、これを指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月6日から施行する。

附 則（平成27年10月14日告示第81号）

この告示は、平成27年10月14日から施行する。

附 則（平成30年6月27日告示第55号）

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

地域福祉計画策定・推進委員会名簿

学識経験者	◎拾井 雅人	神戸医療福祉大学 社会福祉学部 教授
高齢者関係団体	上崎 勝彦	向日市老人クラブ連合会 会長
障がい者関係団体	山本 啓子	向日市身体障害者協会 会長
自治会	○籠谷 康	向日市寺戸町連合自治会
ボランティア関係者	佐野 とし子	ボランティア活動センター運営委員会委員長
福祉団体	高畠 由美	NPO法人 フードバンク京都 理事長
福祉関係機関	岡本 守貢	向日市民生児童委員連絡協議会
児童福祉関係	平井 真奈美	向日市主任児童委員
社会福祉協議会	木下 博史	向日市社会福祉協議会 事務局次長
地域包括	安田 有里	向日市北地域包括支援センター センター長
精神保健福祉士	石田 早苗	相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル 所長
市民公募	佐生 啓	

12人